年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 129 件

国民年金関係 40 件

厚生年金関係 89 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 135 件

国民年金関係 34 件

厚生年金関係 101 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から40年3月まで

② 昭和55年10月から58年3月まで

私は、昭和39年ごろに区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。結婚後は、私が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、申立期間②については、当時は自営業の経営が難しかったことなどから保険料を納められなかったが、その後に、10年くらいさかのぼって保険料を納付することができることを知り、納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの期間については、 申立人の国民年金の手帳記号番号は 39 年 2 月ごろに払い出されているこ とから、そのころ、申立人は国民年金に加入していることが確認できると ともに、申立人は、国民年金に加入した経緯等について具体的に記憶して いることを踏まえると、加入手続を行いながら保険料の納付を行わなかっ たものとは考え難い。また、申立人は、申立期間を除き、60 歳に至るまで 保険料をすべて納付している上、52 年 7 月以降は、おおむね付加保険料を 含めて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①のうち昭和37年11月から39年1月までの期間及び申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、10年くらいさかのぼって納付したとする申立期間②については、第3回特例納付実施期間後の期間であるとともに、夫婦共に保険料が未納となっている上、申立人は、

保険料を納付した時期、納付した期間、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和39年2月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年7月まで

私は、当時勤務していた会社を退職した昭和57年4月ごろ、姉から勧められ、国民年金の加入手続をした。当時、怪我で療養中の私の代わりに、姉が、勤務先の役場で加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入するに至った経緯、加入状況及び国民年金保険料の納付状況等について具体的かつ鮮明に記憶しているとともに、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の姉は、申立人に国民年金の加入を勧め、療養中の申立人に代わって、勤務先の役場で加入手続を行い、保険料を納付した状況等について具体的に証言していることなどを踏まえると、申立人は、申立てどおり、昭和57年4月ごろに国民年金に加入していたと推認できる。また、申立人は、国民年金の種別変更手続を適切に行い、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立期間は、4か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年1月まで

② 昭和43年12月から45年7月まで

③ 昭和51年8月から52年2月まで

④ 昭和52年4月から同年6月まで

⑤ 昭和53年6月から54年5月まで

私が 20 歳のころ、父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。結婚後は、自分で、納付書により郵便局等で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④については、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、結婚後の昭和52年3月ごろに払い出され、申立人は、同年3月23日に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、当該申立期間直前の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる。また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所について具体的に説明している上、納付場所と説明する郵便局は、当時開設されており、保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①、②、③及び⑤については、申立人及び申立 人の父親が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計 簿、確定申告書等)は無く、申立期間①及び②については、上記の手帳記 号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付できない期間で

ある上、申立人は、国民年金の加入手続及び当時の保険料の納付に関与しておらず、申立人が結婚するまでの保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、上記の手帳記号番号が払い出されて国民年金に任意加入する以前の期間であるとともに、申立人は、昭和51年8月に当時勤務していた会社を退職した翌月の同年9月に、厚生年金保険加入中の夫と結婚しているところ、申立人は国民年金に任意加入した時期等に関する記憶が曖昧であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑤については、申立人は、昭和53年6月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後の54年6月に再度、国民年金に任意加入するまでの期間であるとともに、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から40年3月までの期間及び42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から40年3月まで

② 昭和42年4月から44年3月まで

私は、自宅に来た区役所の職員から加入勧奨を受け、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自宅に来る集金人や納付書により郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。
- 2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年8月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、国民年金に加入するに至った経緯、加入状況等について具体的かつ鮮明に記憶しているとともに、申立人が当時居住していた区では、区の徴収員が、戸別訪問により、国民年金の加入勧奨を行っていたこと及び都の職員と共に過年度保険料の徴収を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 3 申立期間②については、当該期間直前の保険料は現年度納付していることが確認でき、また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等について具体的に説明しているとともに、申立人が居住していた区の昭和 42 年 11月発行の区報によると、当時、納付書により郵便局で保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、納付場所と説明する郵便局は、当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年3月まで

私の国民年金は、夫が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、昭和56年3月に国民年金に任意加入して以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 48 年 3 月の国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から同年9月まで

② 昭和48年3月

私は、申立期間①の国民年金保険料を納付した領収証書を所持している にもかかわらず未納と記録されている。また、申立期間②については、ず っと保険料を納付しているのに、1か月だけ未納とすることは考えられな い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、国民年金の任意加入者であり、申立期間①については、制度上、特例納付をすることはできないこととなるが、申立人は、当該期間を含む昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料を47年1月20日に過年度納付した領収証書を所持している上、申立人の特殊台帳によると、44年3月から同年6月までの保険料は、第1回特例納付で納付済みと記録されているなど、申立人の納付記録等の管理が適切に行われていなかった状況が認められる。
- 2 申立期間②については1か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金保険料納付記録(被保険者名簿)によると、当該期間直後の保険料を、昭和48年8月に納付していることが確認でき、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和 41 年 11 月に国民年金に加入したときから、姉と一緒に国民年金保険料を納付してきた。48 年 11 月 5 日に納付した 47 年 7 月から同年12 月分までの保険料が、重複納付により 49 年 4 月から同年 7 月までの保険料に充当されているが、当時、申立期間の保険料が未納であったら、こちらに充当されたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人が所持する「国民年金保険料不足額通知書」により、昭和47年7月から同年12月までの保険料が重複納付されたため、申立期間後の49年4月から同年7月までの保険料に充当されていることが確認でき、当該充当時点において申立期間の保険料が未納であれば、申立期間に充当されたはずである上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする姉は申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度の発足当初から、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたが、年金の請求をした時に保険料の未納期間があることを初めて知った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、 申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号 は昭和37年3月に夫と連番で払い出されていることが確認でき、この時点で 申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自 然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度の発足当初から、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたが、妻が年金の請求をした時に保険料の未納期間があることを初めて知った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年3月に妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

私の妻は、昭和52年3月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 60 歳になるまで国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の妻が保険料を納付したとする金融機関は、当時保険料の収納業務を行っていることが確認できるとともに、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致している。

さらに、申立人及びその妻が厚生年金保険の加入資格を喪失した昭和52年3月時点では、申立人が厚生年金保険の老齢年金の受給資格を満たしているため、夫婦ともに国民年金は任意適用となるが、一緒に国民年金に加入しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。加えて、申立人の妻は、申立期間を含め60歳になるまで国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 49 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年3月まで

② 昭和44年4月から49年9月まで

私は、昭和49年ごろ、それまで未納にしていた国民年金保険料を納付しようと思い、自宅に訪れた都の職員に保険料を全部で2回に分けて、総額7万5,000円から8万円のお金を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識 は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間を含め昭和 42 年8月から 49 年9月までの保険料を一括納付したとしている 49 年ごろは、第2回特例納付の実施期間中であり、特例納付の契機、手続及び納付方法等に関する記憶は具体的であり、当時の特例納付の納付方法等と一致し、43 年4月から 44 年3月まではオンライン記録で第2回特例納付により納付済みとされている上、納付したとする金額は申立期間を含め 42 年8月から 49 年9月までの保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで

② 昭和56年10月から同年12月まで

③ 昭和61年1月から同年3月まで

④ 平成9年9月から11年12月まで

⑤ 平成12月7月から14年3月まで

私は、大学を卒業した後は、平成14年3月まで必ず厚生年金保険か国民年金の保険料を納付してきた。申立期間①、②及び③は銀行の口座から自動振替で、申立期間④及び⑤は銀行の窓口で納付していた。万一、納付忘れがあっても督促があれば必ず納付したはずで、未納のままにしておくことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間で、前後の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③、④及び⑤については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①及び③については、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納である。また、申立期間④及び⑤については、申立人の年金手帳にも再加入の手続を行った記録がなく、申立人は、再加入手続の時期、場所、方法等の記憶が曖昧な上、申立人の国民年

金番号が基礎年金番号に統合された平成18年6月に未納期間として追加されたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から51年3月まで

私は、国民年金の加入手続の時に昭和 49 年 5 月分から国民年金保険料をさかのぼって納付した。年金手帳には、被保険者となった日として 49 年 5 月 1 日の記載及び市役所の確認印があり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された 51 年 9 月時点では、過年度納付が可能な期間であり、保険料をさかのぼって納付したことや、納付方法及び納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和49年5月及び6月については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金手帳記号番号が払い出された51年9月時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 49 年7月から 51 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年8月から 44 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から44年3月まで

私は、昭和42年ごろ、区役所に転入届を提出後、国民年金と国民健康保険の加入手続をした。保険料は、国民健康保険料と一緒にまとめて区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 9 月時点では、申立期間は過年度納付及び現年度納付が可能な期間であり、国民年金の加入手続の契機、加入の時期、保険料の納付場所、納付方法等の申立人の記憶は鮮明である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳には、転居前の市において、住民登録がないにも かかわらず昭和 47 年度及び 48 年度に申請免除の記載があり、記録管理に不 備が見られる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 37 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和38年1月に国民年金の加入手続をしてくれた住み込み先の事業主が、職場に来ていた区役所の集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度発足以後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年1月時点では現年度納付が可能な期間である上、申立期間の直前は過年度納付済みであることが確認できる。さらに、申立人の、保険料の納付方法、納付場所等の記憶は具体的である上、事業主が納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年1月から同年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年3月まで

② 昭和47年1月から48年9月まで

③ 昭和50年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入以来、夫婦一緒に国民年金保険料を納めてきたはずである。これまでに1回転居したが、その際、最寄りの区役所で国民年金の納付状況を確認してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間については、現年度納付が可能な期間であり、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の配偶者も当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月までの期間及び申立期間③については、申立人の配偶者も当該期間の保険料は未納期間となっている上、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年1月から同年3月までの期間及び 38 年7月から 39 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで

② 昭和38年7月から39年3月まで

私は、昭和 35 年 12 月の婚姻後に両親から国民年金手帳をもらったときには国民年金保険料を納付していなかったが、40 年 2 月ごろ、転居先の区で未納分の保険料を納付することができると聞き、36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和38年1月から同年3月までの期間及び申立期間②については、申立人は、当該期間に挟まれた期間及び当該期間直後から60歳になるまでの国民年金保険料をすべて納付している。また、保険料をさかのぼって納付したとする40年2月時点では、当該期間は強制加入期間と記録されており、当該期間の保険料を過年度納付することができる上、申立人は、過年度納付に至る経緯を具体的に説明している。さらに、納付したとする郵便局は、当時開設されており、過年度保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の月額は、当時の保険料と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和36年4月から37年12月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法、具体的な納付月数及び納付額の記憶が曖昧である上、保険料をさかのぼって納付したとする時点では、時効により当該期間の保険料を納付することがで

きないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間及び38年7月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 46 年 12 月から 52 年 12 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、57 年 12 月及び 58 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から52年12月まで

② 昭和53年4月から54年3月まで

③ 昭和57年12月及び58年1月

私は、昭和 46 年 12 月に区役所で国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②及び③はそれぞれ12か月、2か月と短期間であり、前後の期間はそれぞれ納付済みである。また、申立期間①については、申立人は当該期間当初に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該期間中申立人夫婦の住所や夫の仕事に変化は見られず、当該期間後の住所変更手続も適切に行っている上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成 2 年 10 月から 3 年 3 月までの期間、3 年 11 月から 4 年 3 月までの期間、4 年 11 月から 5 年 1 月までの期間及び 5 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで

- ② 平成2年10月から3年3月まで
- ③ 平成3年11月から4年3月まで
- ④ 平成4年11月から5年1月まで
- ⑤ 平成5年4月から同年8月まで
- ⑥ 平成7年1月

私の母は、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付していてくれた。 私は、母が死亡した昭和 58 年から夫が 60 歳になるまで夫婦二人分の保険 料を納付し、その後は、私が 60 歳になるまで私の保険料を納付してきた。 また、納付した保険料の還付を受けたこともない。申立期間の保険料が未 納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人は、当該期間を除き、 国民年金に加入した昭和36年4月から60歳になるまで国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間は、3か月、5か月、6か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間①については、印紙検認により区役所で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致している上、保険料を納付していたとする母親は納付済みとなっている。さらに、申立期間②、③、④及び⑤については、保険料を納付書によりを納付したとする方法 は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、保険料の収納業務を行っていることが確認できる上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。加えて、申立人が所持している平成2年分、3年分、4年分及び5年分の確定申告書(修正申告書を含む。)の社会保険料控除欄には、当時の国民年金保険料を含む社会保険料の支払額が記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間⑥については、社会保険庁の記録には、当該期間の保険料に係る還付理由、還付金額、還付期間、支払先の口座番号、支払通知書作成年月日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は見当たらない。また、当該期間の申立人に対する保険料の未還付や誤還付により保険料が納付されたままとなっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間、平成2年10月から3年3月までの期間、3年11月から4年3月までの期間、4年11月から5年1月までの期間及び5年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年1月から同年3月までの期間及び 57 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで

② 昭和57年1月から同年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれた。結婚後は、私の妻が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である上、保険料を納付していたとする母親は当該期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、申立期間②については、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の妻が当該期間の保険料を納付書で納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 47 年 3 月までの期間、50 年 1 月から同年 3 月までの期間、56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで

② 昭和50年1月から同年3月まで

③ 昭和56年1月から同年3月まで

④ 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和 45 年の婚姻後、国民年金に加入し、納付していなかった国民 年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後は、夫婦二人分の国 民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月又は4か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することができること、申立期間①、②、③及び④について、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、現年度及び過年度保険料の収納を取り扱っていたことが確認できること、申立期間②、③及び④について、前後の期間が納付済みであること、さらに、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間①、②及び③の保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から56年2月まで

私は、昭和56年2月の婚姻後、国民年金の加入手続をし、申立期間の国 民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人が保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの期間、38 年 6 月から 39 年 3 月までの期間、41 年 1 月から同年 3 月までの期間、47 年 1 月から同年 3 月までの期間、48 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から38年3月まで

- ② 昭和38年6月から39年3月まで
- ③ 昭和41年1月から同年3月まで
- ④ 昭和47年1月から同年3月まで
- ⑤ 昭和48年4月から52年3月まで
- ⑥ 昭和52年7月から53年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、義兄の経営する酒店に勤めており、義兄が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付もしてくれていた。昭和53年ごろ、義兄から国民年金手帳をもらった時に区役所へ照会をしたところ5、6年分の保険料が未納となっていることに驚き、生命保険を解約して夫婦二人分の保険料をまとめて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた期間であり、申立人夫婦は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することは可能であった。また、申立人夫婦が特例納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致している上、申立人の妻は、申立期間の保険料を特例納付するために生命保険を解約し、送付された納付書により郵便局で納付したと具体的に説明しているなど、申

立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年8月から 38 年3月までの期間、38 年6月から 39 年3 月までの期間、41 年1月から同年3月までの期間、47 年1月から同年3月までの期間、48 年4月から 52 年3月までの期間及び 52 年7月から 53 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年3月まで

- ② 昭和38年6月から39年3月まで
- ③ 昭和41年1月から同年3月まで
- ④ 昭和47年1月から同年3月まで
- ⑤ 昭和48年4月から52年3月まで
- ⑥ 昭和52年7月から53年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、義兄の経営する酒店に勤めており、義兄が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付もしてくれていた。昭和53年ごろ、義兄から国民年金手帳をもらった時に区役所へ照会をしたところ5、6年分の保険料が未納となっていることに驚き、生命保険を解約して夫婦二人分の保険料をまとめて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた期間であり、申立人夫婦は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することは可能であった。また、申立人夫婦が特例納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致している上、申立人は、申立期間の保険料を特例納付するために生命保険を解約し、送付された納付書により郵便局で納付したと具体的に説明しているなど、申立内

容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年9月まで

私は、昭和60年7月に会社を退職後、区役所で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金への加入を強く勧められ、後日、同じ窓口で加入手続をした。その後、納付書が送られてきたので、アルバイト先に来ていた金融機関の職員に国民年金保険料の納付を依頼していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、昭和60年7月に国民年金に加入した動機、加入当時の状況を具体的に記憶している上、申立期間の保険料を前納、月払い等により納付したことについての記憶も鮮明である。

さらに、申立期間に勤務していた会社の税理士が、申立人の提出した保険料の領収書に基づいて年末調整時の源泉徴収票に保険料額の記載を行ったことを証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで

私は、国民年金に加入以降、3か月毎に納付書で国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致している上、申立期間は3か月と短期間であるとともに、前後の期間の保険料は現年度納付で納付していることが確認できる。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和 50 年ごろ、母親から国民年金に加入するようにと 10 万円が送られてきたので、国民年金の加入手続を行い、不足の金額は自分で賄い 36 年までさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金加入時に保険料をさかのぼって納付した状況を具体的に記憶している。また、申立期間のうち 48 年 10 月から 50 年 3 月までについては、申立人の国民年金手帳が払い出された 50 年 12 月時点で過年度納付をすることが可能な期間であり、申立人が納付したとする保険料額約 13 万円は、第 2 回特例納付で納付した 36 年 4 月から 46 年 3 月までの 120 か月分に加えて、申立人の手帳記号番号が払い出された時点でさかのぼって過年度納付できる当該期間の保険料額を合計した金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 46 年4月から 48 年9月までについては、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、第2回特例納付で納付済みになっている期間及び申立期間のすべての保険料を納付した場合の金額は、申立人が納付したとする金額と相違する。また、当該期間のうち 48 年4月から同年9月までについては、第2回特例納付で保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では時効により保険料を納付する

ことができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成3年7月まで

② 平成3年11月から5年8月まで

③ 平成10年4月から同年8月まで

私は、昭和49年9月ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間③については、申立人は、取引のあった金融機関の職員の勧めで、国民年金に再加入し、その金融機関を通じて保険料の納付を開始したことなど当該期間の再加入及び納付の状況を具体的に説明している。さらに、当該期間は5か月と短期間である上、社会保険庁のオンライン記録により、当該期間直前の平成9年10月から10年3月までの保険料を10年10月に過年度納付しているとともに、当該期間直後の10年9月の保険料も同年10月に現年度納付していることが確認できることを踏まえると、当該期間の保険料について、当時現年度納付できるにもかかわらず、当該期間を除いて保険料を納付することは不自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、平成5年8月時点のオンライン記録を所持し、当時より平成元年度から5年度までの保険料の未納を確認している上、当該時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することはできない。また、申立期間②

については、申立人は当該期間の保険料の納付方法の記憶が曖昧であるなど、 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成 10 年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年4月から 37 年3月までの期間及び 47 年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和47年4月から同年6月まで

③ 平成元年5月から2年3月まで

私たち夫婦は、区の職員の勧奨を受け、夫婦一緒に国民年金に加入し、 当初は区の集金人に、その後は業界団体や金融機関の集金人に、夫婦二人 分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされてい ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間の間及び直後の保険料を納付しており、当該期間はそれぞれ12か月、3か月と短期間である。また、当初は印紙検認により区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間①当時居住していた区の納付方法と合致している。また、その後、業界団体の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間②当時営んでいた小売店等を対象として昭和42年4月から平成元年3月まで保険料の納付を取り扱っていた当該業界団体の納付方法と合致しており、申立人の年度別納付状況リストでは、申立期間②より後の昭和59年ごろには当該業界団体に保険料の納付を委託していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である上、当該期間の直前の保険料を当該期間後の平成2年8月に過年度納付していることに加え、当該期間後

の2年8月から3年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年3月まで

② 昭和42年10月から50年3月まで

③ 昭和56年12月

私は、申立期間①及び②当時、当初は、区の集金人に対して印紙検認により国民年金保険料を納付し、その後、区の出張所で納付書により保険料を納付した。また、申立期間③当時、市役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、保険料を納付したとする市役所は、当時保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人は、当該期間当初には、印紙検認により保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の直前の欄及び当該期間の間の欄には、印紙が貼付され、検認印が押されているのに対し、当該期間の欄には、検認印が押されていない上、申立人は、印紙検認による納付方法から納付書による納付方法に変更した時期を憶えていないとするなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和56年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から49年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立期間当初、印紙検認により保険料を納付し、その後、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致している。さらに、申立人が所持している申立人の母親の昭和45年の家計簿には、1月7日、5月12日及び10月14日の3箇所の欄に申立人の名前、「国民年金」と考えられる文字及び金額が記載されており、当該金額は申立期間のうち42年10月から47年12月までの期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年1月から同年3月までの期間及び 56 年10月から 57 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付して いたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで

② 昭和56年10月から57年3月まで

③ 昭和60年6月から61年3月まで

私は、昭和47年10月に、老後のことを考えて、国民年金に任意加入して、 それ以降第3号被保険者になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は昭和47年10月の国民年金への任意加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間前後の保険料は納付済みであり、当該期間は、それぞれ3か月及び6か月と短期間である。また、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所及び夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格喪失欄に昭和60年6月1日と記載され、オンライン記録においても、同日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年8月から 56 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から56年3月まで

私は、厚生年金適用事業所を退職後区役所へ行き、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は8か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和55年9月に払い出されていることから、申立人が、同年8月に厚生年金適用事業所を退職した直後に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により55年10月の婚姻時に、氏名及び住所の変更手続を行うとともに国民年金の任意加入の手続をしていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から44年3月まで

私は、婚姻時に兄から「今まで納めていなかった国民年金保険料をさかのぼって一括納付したから。」と言われ、国民年金手帳を渡された。兄も、私の保険料をさかのぼって納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の兄は、申立人の婚姻前に、申立人の国民年金の加入手続をし、納付可能な期間の保険料をさかのぼって納付したと証言しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の婚姻前の 43 年 12 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月から 41 年 9 月までの期間については、申立人の兄が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする兄は、さかのぼって納付した期間及び保険料額について記憶が不明確である上、申立人の上記手帳記号番号が払い出された 43 年 12 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の兄が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年1月から 51 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から51年3月まで

私は、数年間さかのぼって国民年金保険料を納付できるとの葉書が届き、 区役所でさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされ ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間については、申立人は、さかのぼって納付することができる数年分の国民年金保険料はすべて納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年4月時点において、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であること、当該期間直後の51年4月から52年3月までの期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年4月から49年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、納付したとする保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された52年4月時点は、特例納付の実施期間外であり、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年1月から 40 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から40年3月まで

② 昭和43年7月から50年8月まで

私の両親は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。平成 19 年に旧姓での国民年金の手帳記号番号が見つかり、マイクロフィルムの記録を受け取ったが、申立期間当時の納付月数が訂正されているなど不可解な点がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年6月時点では、当該期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間であり、申立人の保険料を納付していたとする両親は自身の保険料を完納している。また、国民年金手帳記号番号払出簿や特殊台帳において、申立人及び申立人の母親の氏名の記載が誤っているなど、申立人に係る記録管理が適切でなかった状況が認められる。

しかしながら、申立期間②については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、昭和43年3月に婚姻のため両親が居住する市から別の市へ転居した後も、両親が申立人の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の特殊台帳により、申立人は同年6月に氏名及び住所変更手続を行っていることが確認でき、申立人の両親の居住地では申立人の保険料を納付することはできないと考えられるなど、申立人の両親

が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年7月まで

私は、昭和49年7月に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をさかのぼって納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月に国民年金の加入手続を行うとともに、さかのぼって国民年金保険料を納付したこと、その後は、50 年 12 月の婚姻及び出産、翌年の離婚などの理由によりしばらくの間保険料を納付しなかったことを鮮明に記憶しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 49 年 7 月時点で申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であり、また、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とほぼ一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から同年12月まで

私は、国民年金に加入して以降、さかのぼって国民年金保険料を納付したこともたびたびあったが、遅れながらでも未納なく保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人は、第2回特例納付により24か月分の保険料を、第3回特例納付により申立期間の直前の期間を含む32か月分の保険料を納付していることが附則18条納付者リスト及び附則4条納付者リストにより確認できるほか、数回にわたり過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、未納期間を残さないよう努めていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで

② 昭和62年4月から同年6月まで

私は、昭和 40 年 1 月の成人式で、国民年金についての話を聞いて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。保険料の増額につれて、保険料の負担が大きくなったため、55 年から免除申請をしてきた。昭和 62 年度分の免除申請の書類が遅れて家に届いたが、指定された期限までに申請手続をした。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除されず未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和40年4月から申請免除前の55年3 月まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、オンライン記録から、申立人は昭和62年10月30日に昭和62年度分の保険料の免除申請をしていることが確認でき、当該申請時点では、制度上、さかのぼって当該期間の保険料の免除申請を行うことはできないなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、昭和60年9月ごろ市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年9月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月5日から25年4月1日まで

② 昭和28年10月1日から35年3月21日まで

社会保険庁から届いた年金記録に関する回答書を見たところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録 を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間の一部は、申立期間②と同系列事業所であり、これを失念するとは考え難い上、当該期間と申立期間は、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために 必要となる標準報酬月額等を、A省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社 会保険事務所へ回答した旨の記録が無い。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和35年5月23日に支給決定されているが、 その約2か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、 申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社の営業担当役員で工務部長として勤務した期間のうち、平成4年1月から5年11月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取 消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額 は、当初、平成4年1月から5年11月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日以降の6年2月4日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額が4年1月から5年11月までの期間、41万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、さかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿では一部の期間A社の取締役であるが、営業担当役員で工務部長として従業していたため社会保険の関係業務には従事しておらず、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、同社の社会保険事務担当者は、記録の訂正は自分又は代表取締役が行い、申立人は社会保険関係の処理を担当することはなく、記録の訂正については説明を受けていないとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年12月29日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社の営業取締役で運転手として配送業務に従業した期間のうち、平成4年11月から5年11月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取 消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額 は、当初、平成4年11月から5年11月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月29日以降の6年1月7日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額が4年11月から5年11月までの期間、41万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、さかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿では平成5年11月27日に取締役に就任しており、一部の期間A社の取締役であるが、営業担当役員で運転手として配送業務に従業していたため社会保険の関係業務には従事しておらず、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、同社の事業主は、申立人は運転手として勤務しており、社会保険関係の手続には関与しておらず、標準報酬の引き下げについては説明していない

としている。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成3年1月から同年10月までは53万円に、同年11月から4年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年2月29日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に営業担当取締役として勤務した期間のうち、平成3年1月から4年1月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年10月までは53万円、同年11月から4年1月までは、50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月11日以降の同年4月8日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額が3年1月から同年10月までは53万円及び同年11月から4年1月までは50万円がそれぞれ8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、さかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿ではA社の取締役であるが、記録が訂正されたときには既に取締役を退任し、同社を退職していたと供述しており、かつ、営業担当であるため社会保険の関係業務には従事しておらず、申立人が当該訂正

処理に関与したとは考え難い。

さらに、同社の事業主は、記録の訂正は自分が行い、申立人は社会保険関係の処理を担当することはなく、さかのぼっての記録の訂正は知らなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年1月から同年10月までは53万円に、同年11月から4年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(44 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年12月30日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当該期間中も月給を44万円ほどもらっていた。社会保険料も44万円に対して控除されていたと記憶しているので、申立期間中の標準報酬月額を44万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険の受給資格者証及びA社の元給与事務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務し、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成9年8月5日に、A社の被保険者全員の標準報酬月額変更届が社会保険事務所に提出されており、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に変更されていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成9年7月から同年11月までの標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を昭和63年4月から平成元年3月までは30万円、同年4月から2年9月までは47万円、同年10月から3年9月までは50万円、同年10月から4年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成4年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間には取締役であった期間も含まれているが、同社では、経理を担当したが、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた当時は在職しておらず、また、社会保険の事務手続に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、昭和63年4月から平成元年3月までは30万円、同年4月から2年9月までは47万円、同年10月から3年9月までは50万円、同年10月から4年3月までは53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年4月20日以降の同年4月23日に、申立人を含む6名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、昭和63年4月から平成元年11月までが6万8,000円、同年12月から4年3月までが8万円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人はA社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、平成3年12月31日には取締役を退任しており、また、同社における申立人の雇用保険の記録は4年4月1日までとなっていることから、社会保険事務所において当該記録が訂正処理された日には、申立人は同社を既に退職してい

ることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和63年4月から平成元年3月までは30万円、同年4月から2年9月までは47万円、同年10月から3年9月までは50万円、同年10月から4年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年4月から4年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬より低い額に訂正されている。同社では監査役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年9月までは53万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年2月26日以降の同年4月7日に、遡及して24万円に減額訂正されており、同社においては、申立人を含めて4名の標準報酬月額の記録が、同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から監査役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、申立人は営業部長として勤務しており、社会保険関係業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年4月から4年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月1日、資格喪失日に係る記録を59年3月26日とし、57年7月から58年6月までの標準報酬月額を14万2,000円、同年7月から59年2月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月1日から59年3月26日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で働いていたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の同僚の回答並びにA社から提出された在籍証明書及び従業員名簿から、申立人が、昭和57年4月12日に同社に入社し、同年7月1日から正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は、同社では、3か月の試用期間を経て正社員となり、正社員であれば、職種の別なく、すべて厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

さらに、上記従業員名簿から申立期間当時にA社に勤務していたことが確認できる複数の従業員については、アルバイト・海外勤務者を除くすべての者に、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種・同年代の者の標準報酬月額から、昭和57年7月から58年6月までは14万2,000円、同年7月

から59年2月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年7月から59年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月1日から43年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年6月1日、資格喪失日に係る記録を43年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を42年6月から43年4月までは4万5,000円、同年5月から9月までは5万6,000円、同年10月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月1日から43年10月31日までA社に勤務していたと申し立てている。

そして、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社の経理担当者は、「申立人が入社してから2、3か月後に、A社は社会保険等に加入した。」と供述しており、申立人の上司は、「申立人はA社に1年半くらい勤務した。」と供述している。

また、申立人は、A社を退職した月に、オリンピックが開催されていたことを記憶していることから、同社には43年10月末まで勤務していたと主張している。この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、上記経理担当者及び元上司の供述とも符合し、信憑性も認められる。

これらのことから、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

さらに、上記経理担当者及び元上司は、「A社が社会保険の適用事業所となった旨の手続を行った際、従業員全員を社会保険に加入させた。」と供述している。

加えて、申立人が、A社で申立人と同様の業務に従事していたと記憶している同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月1日から43年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から、昭和42年6月から43年4月までは4万5,000円、同年5月から同年9月までは5万6,000円、同年10月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月から43年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間のうち、昭和42年4月 1日から同年5月31日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、上記経理担当者は、「A社が社会保険に加入する前に、従業員の給与から保険料を控除することはない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年4月15日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月15日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 B工場に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社 同工場に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人と氏名が酷似し、被保険者資格取得日が昭和19年10月1日と、申立期間の始期と一致する被保険者記録(「資格喪失年月日」欄は、空欄となっており、不明。)が存在し、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

一方、現在のC社から提出のあった健康保険組合支部名簿において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険手帳記号番号が記載されており、当該番号は上記被保険者台帳の番号と一致することから、上記未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人のものであると認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳では、「資格喪失年月日」欄は空欄となっているが、申立人は、昭和20年4月の空襲により同社B工場が焼失したため、同時期に入社した同郷の同僚と一緒に帰省し退職したと供述していることから、上記同僚の厚生年金保険資格喪失日である20年4月15日まで同社に勤務していたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者台帳に記載されている記録から、昭和19年10月から20年3月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から4年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成3年9月から4年2月までの期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の平成3年9月から4年2月までの標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日以降の同年5月2日に、申立人を含む20人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年9月から4年2月までの期間について8万円に減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年1月から同年12月までの期間は53万円、4年1月から7年10月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から7年11月15日まで 社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際 に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているこ とが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年12月までの期間は53万円、4年1月から7年10月までの期間は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年11月15日の翌日の同年11月16日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年1月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から7年10月までの期間は9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年1月から同年12月までの期間は53万円、4年1月から7年10月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成3年8月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年8月24日まで

社会保険事務所の戸別訪問で、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していること、及び勤務した期間が1か月間短いことが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額及び資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年7月24日以降の4年3月25日に、申立人を含む9名の資格喪失日の記録が、当初、3年8月24日と記録されていたところ、同年7月24日へとさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年5月から同年7月までの期間は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年7月24日以降の4年3月25日に、申立人を含む7名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年5月から同年6月まで20万円へと訂正されていることが確認できる。

社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る資格喪失日及び標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年8月24日に、申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年5月から同年7月までの期間は50万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年8月31日まで 社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間 のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除さ れていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、 申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成2年8月31日以降の4年4月8日付けで申立人の元年10月から2年7月までの標準報酬月額が36万円から20万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、当該訂正処理が行われた日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、営業部長であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」と供述している上、同社の役員は、「申立人は、営業職であった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年11月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年9月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年10月31日まで 社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間 について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標 準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬 月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年9月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の同年11月30日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、5年11月から7年9月までの期間について9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役が、「申立人は社会保険事務にはかかわっておらず、当該事務の執行権限を有していなかった。」旨供述していること等から、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年11月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年9月までの期間は53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成5年1月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成5年1月1日から同年12月16日まで

②平成5年12月16日から8年3月1日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間 ①について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する 標準報酬月額と相違していることが判明した。また、同社に勤務した期間の うち、申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①につい て、標準報酬月額を訂正し、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者 であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年11 月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用 事業所に該当しなくなった同年12月16日以降の同年12月24日に、申立人を 含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の 場合、8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、 このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見 当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び複数の従業員が、「申立人は営業担当役員で、社会保険事務の執行権限は有していなかった。」旨供述していること等から、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認めら

れる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に平成8年2月29日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、平成5年12月16日に 厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日に、申立人が同社における 厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当時のA社の事業主は、申立人について、「被保険者資格喪失後は、 厚生年金保険料を給与から控除していない。」旨供述している。

さらに、社会保険庁の記録からA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年12月16日に、申立人と同様に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも、被保険者資格喪失後の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について明確な記憶が無く、また、これを確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年1月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から4年7月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年8月31日まで 社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間 について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標 準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬 月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から4年7月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年8月31日以降の同年9月7日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年1月から4年7月までの期間について20万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役が、「申立人は営業担当役員で社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していること等から、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年1月から同年9月

までの期間は44万円、同年10月から4年7月までの期間は47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間もA社に継続して勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された辞令から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年6月1日に同社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人のA社における資格喪失日は平成7年12月25日であることが認められることから、申立期間のうち、7年5月31日から同年12月25日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、56万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年12月25日から8年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、上記訂正後の資格喪失日に係る記録(7年12月25日)を8年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成8年3月から9年3月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年3月から同年9月までの標準報酬月額の記録を56万円に、同年10月から9年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月31日から8年3月1日まで

② 平成8年3月1日から9年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、平成7年5月31日から8年3月1日までは加入 記録が無く、また、B社に勤務した期間のうち、平成8年3月1日から9 年4月1日までについては、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与 から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判 明した。保険料の控除額及び給与総支給額を確認できる給与明細書がある ので、A社に係る厚生年金保険の加入期間、B社に係る標準報酬月額を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成7年5月31日から同年12月25日までの期間については、雇用保険の記録及び申立人から提出のあった給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、平成7年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされている。しかし、同日以降の同年12月25日に、申立人を含む11名について、同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年5月31日にさかのぼって訂正処理されている。

しかしながら、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は社会保険事務所の処理日と同日の同年12月25日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成7年4月の社会保険庁のオンライン記録から、56万円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち、平成7年12月25日から8年3月1日までの期間については、雇用保険の記録及び申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が申立期間に、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から56万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から法人であることが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、当該期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、平成8年 3月から9年3月までは標準報酬月額56万円に相当する厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のB社における標準

報酬月額は、当初、平成8年3月から同年9月までは56万円、同年10月から9年3月までは59万円と記録されていたところ、同年5月6日に申立人を含む15名全員の標準報酬月額が、それぞれの資格取得時(申立人の場合、8年3月)にさかのぼって、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、社会保険事務所においてB社における保険料の滞納処分票は確認できないものの、当時の同社の従業員は保険料滞納があった旨の供述をしている。

一方、申立人は、B社の商業登記簿謄本により役員であるものの、複数の 従業員が「申立人は営業担当の部長として勤務しており、社会保険の事務手 続には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正 処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年3月から同年9月までを56万円に、同年10月から9年3月までを59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所の資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に、C社(現在は、A社)D工場の資格取得日に係る記録を53年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年5月は5万6,000円、53年2月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

② 昭和53年2月16日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和47年5月25日に同社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年6月の社会保険事務所の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和53年2月16日にA社B事業所からC社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年3月の社会保険事務所

の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間①及び②当時、届出を誤ったとしていることから、事業主は申立期間①については昭和47年6月1日を、また、申立期間②については53年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年5月及び53年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の資格取得日に係る記録を昭和51年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月16日から同年5月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録、A社から提出された申立人に係る在籍期間証明書及び人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和51年4月16日に同社C事業所から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年5月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和51年5月 3日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同 年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る 申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和52年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月16日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録及びA社から提出された申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和52年11月16日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年12月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和52年12 月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係 る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の資格取得日に係る記録を昭和55年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月16日から同年6月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録及びA社から提出された申立人に係る 在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和55年5 月16日に同社C工場から同社B事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年6月の社会保険庁のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が当初昭和55 年6月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に 係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人 に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認めら れる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月3日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録及びA社から提出された申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和53年11月1日にA社B事務所からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年10月の定時決定記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和53年10月3日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在はB社)C工場の資格取得日に係る記録を昭和52年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月16日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された申立人に係る在籍期間証明書及び人事記録から判断すると、申立人が同社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和52年4月16日にB社D工場からA社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年5月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が当初昭和52年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和44年1月1日にA社B工場からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないところ、A社は厚生年金の適用事業所になっていない事業所への異動における厚生年金保険の取扱いは、転勤前の事業所の厚生年金保険の被保険者資格を継続する取扱いであったと供述していることから、同社C工場の資格喪失日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年12月の社会保険庁のオ

ンライン記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和44年1月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の資格取得日に係る記録を昭和36年9月1日に、同社C工場の資格取得日に係る記録を50年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年9月から同年12月までは3万6,000円、50年1月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月1日から37年1月16日まで

② 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍期間証明書及び人事記録から判断すると、申立人が同社及び関連会社のD社に継続して勤務し(昭和36年9月1日に同社E工場からA社B工場に異動、昭和50年1月31日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、昭和37年1月の社会保険事務所の記録から3万6,000円、申立期間②については50年2月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立期間①及び②当時、届出を誤ったとしていることから、事業主は申立 期間①については昭和37年1月16日を、また、申立期間②については50年2月 1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年9月から12月までの保険料及び50年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。) C工場の資格取得日に係る記録を昭和52年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月16日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険組合の記録、B社から提出された申立人に係る在籍期間証明書及び人事記録から判断すると、申立人が同社、関連会社のD社及びA社に継続して勤務し(昭和52年4月にD社E工場からA社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年5月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和52年5月 1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同 年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る 申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。) C工場の資格取得日に係る記録を昭和55年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月16日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険組合の記録、B社から提出された申立人に係る在籍期間証明書及び 人事記録から判断すると、申立人が同社及び関連会社のA社に継続して勤務し (昭和55年11月16日にB社本社からA社C工場に異動)、申立期間に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年12月の社会保険事務所の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和55年12 月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係 る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録及びA社が発行した申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和53年11月1日にA社B事務所からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年9月の社会保険庁のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和53年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の資格取得日に係る記録を昭和53年2月27日に、同社B事務所の資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月27日から同年3月1日まで

② 昭和53年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険組合の記録及びA社が発行した申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和53年2月27日にA社B事務所に入社、同年11月1日に同社B事務所からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年3月及び同年9月の社会保険庁のオンライン記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間①及び②当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和53年3月1日を資格取得日、同年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、 事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から2年10月1日まで

社会保険事務所の厚生年金被保険者記録では、平成元年12月1日から2年10月1日までの標準報酬月額が、47万円になっているが、「新給与メモ」及び厚生年金基金の記録に記載されているとおり、申立期間の標準報酬月額は53万円であるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の厚生年金基金の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬 月額が53万円であり、また、申立人が保管している「新給与メモ」から平成元年 7月の給与が55万2,200円であることが確認できる。

一方、平成元年12月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限等級は47万円から53万円になり、同年10月の定時決定の実際の給与報酬額に基づき標準報酬月額が変更されることになる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人の標準報酬月額の場合、昭和63年10月は62万7,000円、平成2年10月は72万4,000円と記録されているところ、元年10月は47万円と記録されており、厚生年金基金及び「新給与メモ」の記録に比べ低額であることから、実際の給与の報酬額が記録されていたとは考え難い。

また、A社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の定時決定に 係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成元年12月以降の標準報酬月額を 53万円とする旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認め られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の代行返上前の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年12月6日であると認められることから、申立期間のうちの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月11日から同年12月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した一部期間が未加入となっており、標準報酬月額も引き下げられていることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社は平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。しかし、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、同年5月から同年11月までは18万円と記録されていたところ、同年12月6日付けで、申立人の被保険者資格喪失日は、同年5月31日と記録され、かつ、標準報酬月額は、同年4月が8万円へと減額訂正されている。

また、平成6年12月6日に申立人と同様に、資格喪失日が記録されたものが1名、標準報酬月額が減額された者は2名確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する旨の処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の同年12月6日に、標準報酬月額は同年5月から同年11月までは、18万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和35年9月1日から36年11月1日までの期間及び38年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日(35年9月1日)に係る記録を36年11月1日に、B社(現在は、A社)における資格喪失日(38年11月30日)に係る記録を同年12月1日に訂正し、35年9月から36年10月までの期間に係る標準報酬月額を2万8,000円、38年11月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月1日から36年11月1日まで

② 昭和38年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録に欠落期間がある旨の回答をもらった。同社間を異動したことはあるが、昭和62年に退職するまで継続して勤務していたことは、雇用保険及び退職金計算書から明らかである。厚生年金保険料は控除されていたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、退職金計算書、A社から提出された社会保険被保険者 台帳及び従業員の供述から判断すると、申立人が同社及び関連会社のB社に継 続して勤務し(昭和36年11月1日にA社からB社に異動、38年12月1日に同社 からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月及び38年10月の社会保険事務庁のオンライン記録から、35年9月から36年10月までの期間は2万8,000円、38年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和35年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から36年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和38年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年10月から5年12月までの期間は53万円、6年1月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年2月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では工場の責任者の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年12月までの期間は53万円、6年1月は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日以降の同年3月23日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、4年10月から6年1月までの期間は9万8,000円へ訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このように遡及して記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における他の取締役は、「事業主から役員の給与は平成6年ごろ下げるとは聞いていたが、4年ごろから遡及して標準報酬を下げることは聞いていない。また、申立人は工場の責任者で勤務しており、経営や社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の 強力 できゅう 遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の平成4年10月から5年12月までの期間は53万円、6年1月は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成10年10月から12年1月までの期間については59万円、同年2月から11月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年12月1日まで 社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録について照会がありA社で 勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されて いた標準報酬月額より低いことが判明した。A社においては代表取締役で はあったが、社会保険の手続に関与していなかったので、申立期間の標準

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年10月から12年1月までの期間は59万円、同年2月から同年11月までは41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(12年12月1日)以降の13年5月28日に、10年10月から12年11月までの期間について標準報酬月額の記録を20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から代表取締役であったことが確認できるが、標準報酬月額が訂正された日の平成13年5月28日には申立人は死亡しており、社会保険事務所が保管していた資料にも申立人が標準報酬月額の変更届を提出した記録は確認できない。

また、経理担当者及び申立人の配偶者も標準報酬月額の変更届を提出してい

ないと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成 10 年 10 月から12 年 1 月までは59 万円、同年2 月から11 月までは41 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年11月20日まで 社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の 標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。同社では営業担当の 取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったので、申立期間 の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成3年11月20日)以降の4年4月23日付けで、2年11月から3年10月までの期間について標準報酬月額の記録を11万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年4月23日に同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の従業員のうち1人は、「申立人は、申立期間当時、営業担当であった。」と供述しているほか、社会保険事務を担当していた他の従業員は「自分が社会保険の手続き関係を行っており、指示は社長からあった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本店から支社への異動はあったが、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る職歴証明書(社員手帳)から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和29年5月1日に同社本店から同社B支社に異動)、申立期間の前後の期間について厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成6年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成4年6月から6年1月までに係る標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和63年9月から平成元年12月までは19万円、2年1月から同年12月までは17万円、3年1月から6年1月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月21日から平成6年2月28日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 社に勤務した一部期間が未加入となっており、標準報酬月額も相違してい ることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における一部期間の給与支払明細書を保管しており、申立期間に同社で勤務したことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者の 資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった平成6年2月28日以降 の同年3月7日付けで、4年7月31日と記録されており、4年7月から6年 1月までの加入記録がない。

また、平成6年3月7日に申立人と同様に、資格喪失日が4年7月31日と記録されたものが5人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日の処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年2月28日に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁の平成4年6月の記録から11万円とすることが妥当である。

他方、申立人から提出された給与支払明細書によると、社会保険庁に記録されている申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額と相違していることが確認できることから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、一部期間の給与支払明細書における保険料控除額及び前後の同明細書から推認できる保険料控除額から、昭和63年9月から平成元年12月までは19万円、2年1月から同年12月までは17万円、3年1月から6年1月までは28万円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、給与支払明細書と社会保険庁のオンライン記録が一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和49年9月は16万円、同年10月から同年12月までは15万円、50年1月から51年12月までは18万円、52年1月から同年12月までは20万円、53年1月から同年12月までは24万円、54年1月から同年12月までは26万円、55年1月から同年4月までは28万円、同年5月は18万円、同年6月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和49年9月から55年6月までの上記訂正後の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から55年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用契約書及び給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付を行うのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、給与支払明細書にお

いて確認できる保険料控除額及び総支給額から、昭和49年9月は16万円、50年1月から同年4月まで、同年6月から51年1月まで、51年4月及び同年5月、同年7月及び同年8月、同年10月及び同年11月は18万円、52年1月から同年10月、同年12月は20万円、53年1月から同年12月までは24万円、54年1月から同年3月まで、同年6月、同年11月及び同年12月は26万円、55年1月から同年4月までは28万円、同年5月は18万円、同年6月は28万円、給与支払明細書において確認できる総支給額から、49年10月から同年12月までは15万円、給与支払明細書の無い期間については、提出された前後の期間の給与支払明細書に基づく保険料控除額から、50年5月、51年2月及び同年3月、同年6月、同年9月、同年12月は18万円、52年11月は20万円、54年4月及び同年5月、同年7月から同年10月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等を保管していないことなどから不明としているが、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和49年9月から55年6月まで長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和48年1月1日から勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び労働契約書により、申立人は、A 社に昭和48年1月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散しており、当時の事業主も入院中であるため聴取できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資 格喪失日に係る記録を昭和49年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月 額を49年10月は13万4,000円、同年11月は15万円とすることが必要であ る。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から同年12月30日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。保険料控 除が確認できる給与明細書及び確定申告書控えを提出するので、申立期間も 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、昭和49年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年10月は直前の同年9月分の給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から13万4,000円、同年11月は給与明細書の保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、 事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における昭和21年1月1日の資格喪失日、同年2月1日の資格取得日、同年4月1日の資格喪失日及び22年6月1日の資格取得日に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を21年1月は200円、同年4月から22年5月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年6月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 明治41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月1日から同年2月1日まで

- ② 昭和21年4月1日から22年6月1日まで
- ③ 昭和25年6月14日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では異動はあったが、継続して勤務し厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について

社会保険事務所の保管するA社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和21年1月1日に同社本社で厚生年金保険資格を取得し23年7月15日にC支店に転勤したことが確認できる従業員(申立人の長男が同じ社宅に住んでいたことがあるとしている者)の妻は、「申立人は、夫が同社に入社した時から本社で勤務し、23年7月にC支店に夫と一緒に転勤した。」としている上、申立人の長男及び同僚の妻は、「申立人は一貫して、営業を担当していた。」と供述していることから、申立人は申立期間①及び②について、同社本社において勤務形態に変更無く継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管するA社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和21年1月は200円、同年4月から22年5月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年1月、同年4月から22年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について

A社の上記従業員の妻は、「夫は、昭和 24 年7月にC支店から本社、25 年7月に本社からB支店に転勤したが、申立人は、夫よりも先に同社B支店に転勤した。」としていることから、申立人は同社に継続して勤務(25 年 6 月 14 日に同社C支店から同社B支店に異動)し、申立期間③の厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から40年2月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事 業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。 申立期間も厚生年金保険料が控除されていたので被保険者期間として認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、事業主の回答書及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和39年8月26日からA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所の元経理事務担当者は、「申立人は入社時から社会保険に加入しており、厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められる。なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は既に死亡しているため確認できず、現事業主も申立期間当時の資料を保存していないため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情もないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成13年6月から同年9月までは44万円、13年10月から14年8月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から14年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち、平成13年6月1日から14年9月30日までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年9月30日以降の同年10月17日に、申立人、代表取締役、取締役及び従業員3人の計6人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、13年6月から同年9月まで44万円、同年10月から14年8月まで47万円がそれぞれ9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、適正な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成13年6月から同年9月までは44万円、13年10月から14年8月までは47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年8月及び同年9月は47万円、同年10月から5年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年4月27日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が事実と相違しているため、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。 (注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年8月及び同年9月は47万円、同年10月から5年3月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月27日と同日付けの処理日で、8万円に訂正されており、同処理日において被保険者であった31名中、申立人を含む2名の記録が遡及により減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の従業員等から、申立人は運転手として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していないとの供述が得られており、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月及び同年9月は47万円、同年10月から5年3月までは53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和43年1月1日)及び資格取得日(昭和43年8月12日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月1日から同年8月12日まで

A社で勤務した期間のうち、海外に長期間出張していた期間の一部である 申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は本社に在籍し ており、国内で給与が支払われ厚生年金保険料が控除されていたので、同期 間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の退職者名簿及び同社が加入していたB健康保険組合が作成した健康保険資格喪失証明書により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。また、申立期間当時の取締役総務本部長及び人事部次長は、海外出張者の給与は国内で支払われ、厚生年金保険料は同給与から控除されていたと供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行って

おり、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年1月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年3月から5年2月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年3月31日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年3月から5年2月までは28万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月31日の後の6年3月30日の処理日で15万円に訂正されており、同処理日において、被保険者であった申立人を含む5名全員の記録が4年3月1日に遡及して減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間中の一部期間に同社の 取締役であったことが確認できるが、訂正処理日には退任しており、また、同 社の複数の従業員は、申立人は営業事務担当の取締役であり、社会保険関係の 業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理 に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成4年3月から5年2月までの標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成10年5月から12年10月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から12年11月30日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成10年5月から12年10月までは20万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった12年11月30日の後の同年12月12日の処理日で、党債場が 遡及により9万2,000円に減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立人は建築実務担当の取締役であり、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成10年5月から12年10月までの標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から36年4月21日まで

② 昭和39年10月1日から40年6月1日まで

60 歳になって、社会保険事務所で年金の裁定請求をしたとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立てに係る事業所を退職した後も働く意思はあったので、脱退 手当金を受給するはずがない。脱退手当金が支給されたとする日は、別の事 業所で働いており、脱退手当金の請求手続をした記憶も無いので、脱退手当 金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年10か月後の昭和42年4月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされるころも継続して働く意思を有しており、脱退手当金を受給するはずがないと申し立てているところ、申立人の共済組合の加入記録から、脱退手当金が支給決定されている昭和 42 年 4 月 5 日を含む申立期間後の 40 年 6 月 30 日から 43 年 3 月 2 日まで、申立人が別の事業所に勤務し、共済組合に加入していることが確認できることや、その後の 43 年 4 月以降は、社会保険事務所の記録から、さらに別の事業所に勤務し、厚生年金保険に再加入していることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立てどおり引き続き勤務する意思を有していたものと認められ、脱退手当金を請求する動機が判然としない上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 491 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月30日から5年5月1日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に 見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。このため、申立期間 の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年4月までは24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年10月1日以降の6年3月3日に、申立人を含む76人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4年7月から5年4月まで11万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年7月から4年9月までの期間は34万円、同年10月から5年2月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から5年3月20日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に 見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。このため、申立期間 の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から4年9月までの期間は34万円、同年10月から5年2月までの期間は36万円と記録されていたところ、申立人が同社を退職(5年3月20日)した以降の異なる日付に、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、定時決定された部分を越え、2年7月から5年2月までの期間について24万円へと訂正されていることが確認できる。このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の社会保険事務担当の取締役によると、同社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者から、同社への差押処理を回避するためには、過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額の届出をするよう指導されたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を3年8か月分もさかのぼって提出するとは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡及訂正処理については、当時の保険

料滞納額を減額するために行ったものと認められ、事実と異なる処理であることが考えられ、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年7月から4年9月までの期間は34万円、同年10月から5年2月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から7年6月30日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に 見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。このため、申立期間 の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年5月から7年5月までは38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年6月30日以降の同年7月31日に、申立人を含む2人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6年5月から7年5月まで18万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から6年10月1日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に 見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。このため、申立期間 の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から6年9月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年2月16日以降の同年2月20日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年10月から6年9月まで8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本によると、同社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人については取締役としての権限や役員手当等は特になく、社会保険事務について申立人は関与していなかった。」と供述していること、及び同社の従業員は、「申立人は、営業を担当しており、役員としての権限は特になかった。」と供述していること等から、申立人は当該訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年8月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 10 年1月から同年7月までの期間については 34 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成10年8月6日)以降の同年8月18日付けで、申立人を含む2名の従業員の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合は、10年1月から同年7月までの期間については34万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようなさかのぼりにより記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院に平成2年4月1日から同年12月31日まで勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同病院に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A病院の回答書及び申立人の給与明細書により、申立 人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の誤りを認めていること から、事業主が平成2年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会 保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険 料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係 る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、継続してA 社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主が提出した給料台帳により、昭和48年6月の給与から厚生年金保険料の控除が確認でき、代表取締役の当該給料台帳その他から、当該事業所においては、厚生年金保険料は当月控除していたことが確認できる。

さらに、申立人と同じA社に勤務していた従業員で、昭和30年代と40年代 に退職した社員9名のうち、月の末日に退職した従業員6名は、雇用保険の離 職日の翌日(翌月1日)が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務 所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月15日から46年2月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間 も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険 者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社から提出された従業員名簿、B社の辞令(昭和 45年 12月 15日付け)及び申立期間当時のA社の社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人が、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和 45年 12月 15日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日を昭和45年12月15日とする届出が遅れて46年2月1日となったことを認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年12月及び46年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録では、資格取得日が平成18年7月1日(現在、A社に在職中のため被保険者記録継続中)とされ、当該期間のうち、18年7月1日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。 保険料は振り込んでいたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成18年7月1日から継続して勤務し、事業所が保管する賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、 平成18年7月及び8月を28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月20日に、事業主が当時の事務手続きを誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることか

ら、社会保険事務所は、申立人に係る18年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る給料支給明細表及び複数の同僚の供述から、申立人が同社に昭和26年3月から勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における昭和26年3月の給料支給明細書において、厚生年金保険の加入記録のある同年4月と同額が「健康保険料」として控除されている。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に高校卒業前の昭和26年3月に同社に入社し、別の事業所に配属になった同僚は、入社と同時に政府管掌健康保険及び厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるものの、申立人については申立期間に係る政府管掌健康保険の加入記録があるのみで、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同一の会社において、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方に加入させる取扱いと政府管掌健康保険のみに加入させる取扱いが併存して実施されていたとは考えられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年4月の社会保険事務所の記録から、2,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる 関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年4月1日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に勤務した期間のうち、平成4年4月から6年3月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年3月までの期間は38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年6月30日)以降の7年5月2日に、申立人を含む従業員3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4年4月から6年3月までの期間について18万円へと訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の38万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年5月1日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年2月から7年4月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成7年10月31日)以降の8年3月7日に、申立人及び事業主である申立人の夫の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、上記の41万円から、6年2月から同年10月までの期間は8万円、同年11月から7年4月までの期間は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、昭和61年11月11日にA社の取締役を退任しており、上記標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正された平成8年3月7日には取締役ではないこと、さらに、社会保険事務所の記録から、申立人は7年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが認められることから、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会 保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の 41 万円に訂正することが必要であ る。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年1月31日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、平成3年10月から同年12月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から同年12月までの期間は44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成4年1月31日)以降の同年4月30日に、申立人を含む取締役等4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、上記の44万円から、平成3年10月から同年12月まで15万円へと訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、平成4年2月29日から6年2月28日まで、A社の取締役として務めていたことが商業登記簿謄本から確認できるが、当時の同社のほかの取締役は、「当時は会長のワンマン経営の会社であり、取締役といえども会長には絶対服従であった。申立人が、社会保険関係事務に係る職務に関与していたかは分からないが、顧客との渉外担当であった。」旨、さらに、申立人が「自分が取締役に就任していることは知らなかった。会社では一貫して営業部門であり、社会保険事務を担当したことは無く、一般社員扱いだった。」旨供

述していることから、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和56年6月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月10日から同年6月22日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社又はそ の業務を継承したB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かっ た。申立期間当時、A社は、B社になったが、継続して社会保険料が控除さ れていたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間にA社及び関連会社のB社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和56年2月10日となっている。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和56年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされている。しかし、同日以降の同年6月6日において、申立人を含む12名について、厚生年金保険の資格喪失日がそれぞれさかのぼって訂正されている(申立人を含む3名の資格喪失日は同年2月10日、他の7名の資格喪失日は2月28日、事業主2名の資格喪失日は54年7月31日及び56年2月28日)とともに、事業主2名のうち、1名の標準報酬月額については、さかのぼって「算定取消」が行われ、他の1名の事業主の標準報酬月額については、さかのぼって減額処理されている。

さらに、複数の同僚等の供述から、A社が適用事業所でなくなった日である 昭和56年2月28日以降においても、申立人及び当該同僚が同社に勤務してい たことがうかがわれる。また、同年6月6日に申立人を含む 12 名の被保険者 記録が訂正されていることから、同日において、同社が適用事業所としての要 件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、昭和56年2月28日 に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な 理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年2月10日に資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失処理を行った同年6月6日であると認められる。

また、申立人の昭和56年2月から同年5月までの標準報酬月額については、 訂正処理が行われる前の社会保険事務所の記録から13万4,000円であると認 められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成6年1月1日から同年7月31日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低いものになっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日(平成6年7月31日)の後の同年10月3日付けで、同年1月から同年6月までの期間について、遡及して標準報酬月額が18万円に減額処理されている。

また、社会保険事務所の債権消滅・不納欠損決議書により、平成6年3月の保険料の延滞金債権が不納欠損処分されていることから、A社が保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、上記減額処理が行われた当時、申立人は既にA社を 退職し、起業準備をしていたと供述しており、商業登記簿により、上記減額処 理が行われた当時、申立人が同社の役員でなかったことが確認できることから、 申立人は上記減額処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年1月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的理

由は無く、申立期間に係る有効な訂正記録があったとは認められないことから、 申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け 出た36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月30日から同年5月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。大学を卒業してから定年 まで同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であった ことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和43年5月1日にA社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、その保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人の資格喪失日を昭和43年4月30日と届け出たことが確認できることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付

した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年3月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、 実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から6年9月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年10月31日の後の7年3月30日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、5年3月から6年9月までは8万円に減額訂正される処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年3月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年4月から同年9月までは44万円、同年10月から4年2月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、 実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違してい る。同社では編集の総括業務を行う専務取締役として勤務し、厚生年金保 険の事務には関与していなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい 記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは44万円、同年10月から4年2月までは47万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年10月31日の後の同年11月18日に、申立人を含む5名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、3年4月から4年2月までは8万円に減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年11月18日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、編集の統括業務を行っており、厚生年金保険関係の事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が 社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年4月から同 年9月までは44万円、同年10月から4年2月までは47万円に訂正すること が必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年6月から同年11月までは59万円、同年12月から9年10月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では工場長で取締役として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年6月から同年11月までは59万円、同年12月から9年10月までは36万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年1月16日の後の同年1月20日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、8年6月から9年10月までは9万2,000円に減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成 10年1月20日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の社会保 険事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、工場長であり、厚生年金保険関 係の事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂 正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が 社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年6月から同 年11月までは59万円、8年12月から9年10月までは36万円に訂正するこ とが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月1日から平成2年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和59年4月から60年3月までの期間は18万円、同年4月から同年9月までの期間は19万円、同年10月から平成元年1月までの期間は16万円、同年2月から同年12月までの期間は19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から平成3年11月1日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社 に勤務した期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に 見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間当時の給与明 細書が多数あるので、給与に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間の うち、昭和59年4月から平成元年12月までの期間において、社会保険事務所 の記録にある標準報酬月額以上の保険料を事業主により給与から控除されて いたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する 法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、昭和59年4月から平成元年12月までの期間

の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和59年4月から60年3月までの期間は18万円、同年4月から同年9月までの期間は19万円、同年10月から平成元年1月までの期間は16万円、同年2月から同年12月までの期間は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が保管されていないことから不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額について、申立期間のうち、昭和59年4月から平成元年12月までの期間が一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う当該期間の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料(改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年12月から48年10月までの期間、55年8月、平成3年5月及び同年8月から同年10月までの期間は、申立人から給与明細書の提出が無く、その主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたか否か確認することできない。

また、昭和48年11月から55年7月までの期間、同年9月から59年3月までの期間、平成2年1月から3年4月までの期間、同年6月及び同年7月の期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額よりも低額又は同額であることから、事業主は、当該期間の申立人の給与において、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和41年12月1日から59年4月1日までの期間及び平成2年1月1日から3年11月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和41年12月1日から59年4月1日までの期間及び平成2年1月1日から3年11月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(申立期間中にB社からC社へ商号を変更、その後当該商号に変更して現在に至る。) D工場における資格取得日に係る記録を昭和21年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社及びC社のE工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和21年1月21日付けでB社に入社し、61年3月31日付けでA社を定年退職するまで継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者は、申立期間に係る申立人の勤務実態について「確認資料が現存しないため不明である。」と供述しているものの、同社の複数の従業員の供述から、申立人は申立期間も継続して同社に勤務(申立期間の当初にF工場からE工場に異動)していたことが推認できる。

一方、申立人が転勤したとされるE工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和25年9月21日であり、当該新規適用日前に同工場で勤務していたとされる従業員(申立人を含む10人)について、全員がA社の「主管工場」と位置付けられていたD工場で厚生年金保険に加入していた記録が確認できることから、E工場が厚生年金保険の適用事業所になる前に同工場に勤務していた従業員は、D工場で厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

以上のことから、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立期間中における厚生年金保険については、D工場で加入していたと認めることが相当である。

次に、申立期間の標準報酬月額については、前述のD工場に係る被保険者名簿に記録されている、申立人の昭和22年6月1日の資格取得時の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のA社の人事担当者は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格取得日に係る記録を昭和28年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月8日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。 昭和26年5月に同社C工場に入社し、2年後に同社本社に異動したが申立期間も同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して 勤務(同社C工場から本社に転勤)していたことが推認できる。

なお、前述の上司、同僚の供述からは、申立人の具体的な人事異動日を確認することができないものの、申立人は、転勤直後のA社本社の所在地として、昭和28年7月に同社が移転する前の地区を記憶していること、また、同社がD社を吸収合併したころに転勤したと供述しており、その吸収合併が28年5月に行われたことが確認できたことを考え合わせると、申立人の人事異動日は、申立人が同社C工場に係る被保険者資格を喪失した同年5月8日の前後であったと考えられる。

さらに、当時のA社C工場の経理担当者及び同社本社の人事担当者は、給与は毎月支払われており、厚生年金保険料も控除していた旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年9月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

次に、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の総務担当者は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで 厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のう ち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も継続して同社に勤務してい たので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の作成した退職証明書、同僚の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和47年5月25日に同社C事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、 申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、事業主は申立人の資格 喪失日を昭和46年9月25日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 同年9月から47年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社 会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当 した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の厚 生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和54年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月25日から同年6月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び同僚の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和54年5月25日に同社D事業所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出たとしていることから、事業主は申立人の資格取得日を昭和54年6月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月1日から12年8月1日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に役員(事業部長)として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成12年8月1日)と同日の同年8月1日付けで、申立人を含む2名(全員役員)について、11年5月1日に遡及して標準報酬月額が11万円に減額処理されていることが確認できる。

また、上記減額処理が行われた当時、申立人は、商業登記簿により、A社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、社会保険事務手続に関与したことは無く、上記減額処理についても承知していないことを供述している上、同社の代表取締役及び経理担当者はいずれも、上記減額処理については、経理担当者が代表取締役から印鑑を預かり、社会保険事務所に行き、関係書類に押印したことを供述していることから、申立人が上記減額処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成 11 年 5 月から 12 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成5年10月から申立期間を含め継続して勤務しており、また、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主とは連絡が取れず、社会保険事務担当者は連絡先が不明であるため、これらの者から保険料を納付したか否かについて確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年4月26日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額 と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正し い記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年11月から6年3月までの期間は22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月26日以降の同年4月27日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、11万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月29日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和22年12月1日から、申立期間も同社に継続して勤務していたことは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の発行した在職証明書及び人事記録により、申立人が同社に昭和22年12月1日から継続して勤務していたことは確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社D事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和29年10月1日からである。

さらに、事業主からの回答書によると、当時の社会保険事務はA社で行っており、申立人を昭和 22 年 12 月 1 日から退職日まで継続して雇用しており、申立期間もA社の社員であったことは間違いないので、厚生年金保険料を控除し、納付していたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における被保険者記録は、A社D事業所が適用事業所となるまでの期間において、異動前の同社C事業所において継続することが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月の社会保険事務

所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、事業主は納付していたとしているが、これを確認 できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得 ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年度分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る平成17年賃金台帳により、同年11月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同社の回答書により、厚生年金保険料の控除方法は、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び総支給額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当時の届出において資格喪失日に係る記入間違いを認めていることから、 事業主が平成17年11月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事 務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険 料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係 る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年6月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同 社には、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間 も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和39年6月に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる 関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和37年8月15日)及び資格取得日(昭和39年1月20日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月15日から39年1月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、出向していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和24年4月1日に同社に入社し、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和24年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、37年8月15日に資格を喪失後、39年1月20日に同社において再度資格を取得しており、37年8月から38年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間について、B社の発行した在職証明書、C健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に昭和24年4月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社が昭和37年10月1日及び38年10月1日に発行した職員名簿に、 申立人の氏名が無所属(D社派遣)として記載されていることが確認できる。 さらに、申立期間当時のA社の従業員の供述から、申立人がA社からD社に 在籍出向し、継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年7月及び39年1月の 社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の関係資料が無く、被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料納付を行ったかは不明であるとしている。

しかし、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年8月から38年12月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)C支店における資格取得日に係る記録を昭和52年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月16日から同年10月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び人事発令記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和52年9月16日に同社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年10月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、事業主はこれを証明できる資料を有しておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の34万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を62万円にすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで

ねんきん特別便の内容を詳細に検討し、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりかなり低額で記録されていることが分かった。給与からの控除は、本来の金額で行われており、同社も社会保険事務所に対し訂正の届け出を行ったが、当該記録訂正は年金給付に反映されないので給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初34万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年1月26日に34万円から62万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(62万円)ではな

く、当初記録されていた標準報酬月額(34万円)となっている。

しかしながら、申立人が申立期間当時に加入していた健康保険組合からの回答により、申立人のA社における健康保険の標準報酬月額は62万円であったことが確認できる。また、A社から提出された賃金明細データからも申立期間の全期間にわたり標準報酬月額62万円に相当する厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準 報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月 額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号

生年月日: 昭和12年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年3月31日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間 の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に 見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の 標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険 の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年2月までは44万円と記録され ていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月 31日以降の同年4月26日に、申立人を含む2人の標準報酬月額の記録がさかの ぼって減額訂正されており、申立人の場合、5年10月から6年2月まで8万円 へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このように さかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。 これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報 酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要で

ある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から44年10月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を37年4月1日に訂正し、資格喪失日に係る記録を44年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を37年4月から40年4月までの期間は4,000円、同年5月から41年4月までの期間は7,000円、同年5月から同年7月までの期間は2万円、同年8月は1万6,000円、同年9月から同年12月までの期間は2万円、同年5月から同年7月までの期間は2万円、同年5月から同年7月までの期間は2万円、同年5月から同年7月までの期間は2万2,000円、同年9月は2万円、同年10月から同年12月までの期間は2万2,000円、3年1月は1万8,000円、同年2月から同年4月までの期間は2万2,000円、同年5月から同年7月までの期間は2万4,000円、同年8月は2万6,000円、44年1月は2万4,000円、同年2月から同年8月までの期間は2万6,000円、44年1月は2万4,000円、同年2月から同年8月までの期間は2万6,000円、同年9月及び同年10月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から44年12月1日まで

ねんきん特別便が郵送され、A社(のちのB社)に勤務していた期間のうち申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には、申立期間勤務していたことは確かであり、給与明細書から厚生年金保険の保険料が控除されていたことは明らかなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、申立人及び同僚の給与明細書により、申立人は、申立期間にA 社に勤務し、申立期間のうち昭和37年4月1日から44年11月1日までの期間の 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人、同僚の給与明細書の報酬額及び保険料控除額から、昭和37年4月から40年4月までの期間を4,000円、同年5月から41年4月までの期間は7,000円、同年5月から同年7月までの期間は2万円、同年8月は1万6,000円、同年9月から同年12月までの期間は2万円、42年1月は1万6,000円、42年2月から同年4月までの期間は2万円、同年5月から同年7月までの期間は2万2,000円、同年8月は1万6,000円、同年9月は2万円、同年10月から同年12月までの期間は2万2,000円、43年1月は1万8,000円、同年2月から同年4月までの期間は2万2,000円、同年5月から同年7月までの期間は2万4,000円、同年8月は2万円、同年9月から同年11月までの期間は2万4,000円、同年12月は2万6,000円、44年1月は2万4,000円、同年2月から同年8月までの期間は2万6,000円、45年1月は2万4,000円、同年2月から同年8月までの期間は2万6,000円、6年9月及び同年10月は2万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は、適用業種の事業所であり、また、申立人及び同僚の供述により、5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の履行については、当該事業 所は申立期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所に適 用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和44年11月1日から同年12月1日までの期間について、同僚の供述から申立人が当該期間、B社(A社は昭和44年10月22日に事業所名をB社に変更)に勤務していたと推認できるが、同僚が所持していた44年11月分の給与明細書により、厚生年金保険料の控除が無いことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和55年1月から同年9月までの期間については11万8,000円、平成15年4月から16年1月までの期間については38万円、同年2月から同年3月までの期間については41万円、同年4月から同年7月までの期間については34万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記の期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月1日から平成16年10月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額 に相当する標準報酬月額と異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、 申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人から提出された給与支払明細書及び申立期間当時のA社の顧問税理士から提出された昭和56年から平成16年までの「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(これらの提出書類については、以下「給与支払明細書等」という。)により、申立人は、申立期間のうち昭和52年1月から平成16年7月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い給与を受け取っていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬 月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標 準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、前述の給与支払明細書等で当該認定条件を満たすと認められる期間の標準報酬月額について、昭和55年1月から同年9月までの期間については11万8,000円、平成15年4月から16年1月までの期間については38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月から同年7月までの期間については34万円とすることが妥当である。

なお、上記の期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、A社の役員であった事業主の妻は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたって一致しないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年1月、53年3月から54年7月までの期間、55年10月から58年9月までの期間、平成5年9月から6年10月までの期間及び9年9月から15年3月までの期間については、前述の給与支払明細書等の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、社会保険庁の申立人に係る記録の標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与から、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、昭和52年2月から53年2月までの期間、54年8月から同年12月までの期間、58年10月から平成5年8月までの期間及び6年11月から9年8月までの期間については、保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が社会保険庁の記録の標準報酬月額より低く、事業主は、当該期間に係る申立人の給与から、社会保険庁の記録の標準報酬月額より低い報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成16年8月から同年9月までの期間については、事業主が源泉控除したと認められる当該期間の厚生年金保険料額に見合う各月の標準報酬月額が、社会保険庁の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、当該標準報酬月額よりも同じ月の総支給額に基づく標準報酬月額の方が低く、かつ、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、特例法の未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期

間のうち、昭和55年1月から同年9月までの期間及び平成15年4月から16年7月までの期間を除く期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成12年6月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記の期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月21日から6年10月1日まで

② 平成11年5月1日から同年10月1日まで

③ 平成11年12月1日から12年1月1日まで

④ 平成12年5月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び④の一部について標準報酬月額が実際の総支給額に見合う標準報酬月額と相違しており、③と④の一部については控除された保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることがわかった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人が所持している当該期間のうち一部を除く期間の給与支給明細書から、申立期間当時に申立人がA社から支給を受けた給与の総額及び事業主により控除された厚生年金保険料額が確認でき、申立期間すべてについて、申立内容のとおり、報酬月額あるいは保険料控除額が社会保険庁のオンライン記録で確認できる標準報酬月額と相違していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する 法律(以下、「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が 源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそ れぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、申立期間④のうち、平成12年6月から同年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額が30万円となっているのに対し、前述の給与支給明細書で34万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、給与からの保険料控除は正しく行っており、月額変更届の手続きも適切に行っていると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち平成5年8月及び同年9月、6年1月、申立期間②並びに申立期間④のうちの12年5月については、各月の給与支給明細書で、事業主が源泉控除したことが確認できる厚生年金保険料額を基に算定した標準報酬月額が、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与から、社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間①のうち平成5年7月、同年10月から同年12月までの期間及び6年2月から9月までの期間についても、5年8月、9月及び6年1月の給与支給明細書から、社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

さらに、申立期間③については、申立人の給与支給明細書から、事業主が源泉控除した当該期間の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、当該標準報酬月額よりも同月の総支給額に基づく標準報酬月額の方が低く、かつ、社会保険庁の記録の標準報酬月額と一致しており、特例法の未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び申立期間④のうちの平成12年5月については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月17日から35年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が発行した申立人に係る在職証明書から、申立人は、昭和33年1月17日から、同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は、正社員については、入社時に全員の厚生年金保険の加入手続きをしており、申立期間中に支給した申立人の給与から、厚生年金保険料を控除していた旨を供述している。

さらに、A社から提出された昭和43年の「失業保険被保険者名簿」に氏名が記載されている従業員18人について、失業保険の資格取得日と、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日を照合したところ、申立人を除く17人全員について、双方の資格取得日がおおむね一致しており、さらに、当該17人のうちには、申立人と同様の業務に従事していたとされる同僚4人が含まれていることが確認できることから、同社が申立人についてのみ厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたと

は考え難く、申立人についても入社月の給与から厚生年金保険料を控除していたと認められる。

次に、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年3月の申立人の資格取得に係る記録のほか、33年1月から35年3月まで継続して厚生年金保険に加入していた同僚の標準報酬月額の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したと供述しているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などの届出があったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和35年3月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る33年1月から35年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月18日から同年8月1日まで

② 昭和27年7月21日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入の事実が無い旨の回答を得た。昭和24年7月に同社に入社し、27年8月1日付けで同社C支店へ異動となったが、平成元年に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録、B社の人事、総務関係業務を請け負っているD社が保管するA社の社員記録から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和27年7月21日に同社本社から同社C支店に異動、発令日は同年8月1日)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和27年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社の業務部給与グループ担当者は、納付していたと思われると供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、

明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申し立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届け出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の社員記録から、申立人は同社に昭和24年7月18日に入社し、申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、その資格取得日が申立人と同じ昭和24年8月1日と記録されている4人の従業員について、前述の担当者に入社日を確認したところ、全員の入社日が当該資格取得日より前の同年6月または7月であることが確認できた。

このことから、前述の担当者は、A社における申立期間①当時の試用期間の有無については不明としているものの、同社では、入社日から1か月から2か月後の日付けで厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがわれる。したがって、申立人も、入社1か月後の昭和24年8月1日に厚生年金保険に加入する旨の手続が行われたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から58年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から58年3月まで

夫と結婚してからの国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間当時は、自営業の経営が難しかったことなどから保険料を納められなかったが、その後に、10年くらいさかのぼって保険料を納付することができることを知り、納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、10年くらいさかのぼって納付したとする申立期間は、第3回特例納付実施期間後の期間であるとともに、夫婦共に保険料が未納となっている上、申立人の妻は、保険料を納付した時期、納付した期間、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から48年1月まで

私の国民年金は、私が20歳になったころに、父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び 保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から 当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であ るとともに、申立期間の大半の保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、 申立人は、印紙で保険料を納付していた記憶はないと説明するなど、申立期 間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 11 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から44年3月まで

私が 20 歳になったころに、夫が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金に加入してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付金額、夫婦の保 険料を一緒に納付し始めた時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である。ま た、夫婦の特殊台帳により確認できる申立期間後に係る保険料の納付日等は、 夫婦同一であるとともに、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も、 申立期間の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月までの期間及び 50 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から50年3月まで

② 昭和50年10月

私は、転職のため転居する少し前の昭和 46 年 8 月ごろに、未納になっている国民年金保険料を納付するようにと電話で督促を受けて、保険料を納付した。その後も数回督促の電話を受けて、その都度納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間当時の国民年金の加入手続の時期、場所等の状況や納付したとする保険料額、納付場所、納付方法等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は昭和50年5月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿には、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、平成20年8月に資格得喪記録が整備されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで

② 昭和43年4月から44年3月まで

私の国民年金の加入手続及び婚姻中の国民年金保険料の納付は、元夫及びその両親が行ってくれていた。自宅に納税組合の組合長が保険料の徴収に来ていたことを憶えている。申立期間①の保険料が免除、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元夫及びその両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立期間当時、申立人と同居していた元夫は、申立人と同様に申立期間①の保険料については申請免除、申立期間②の保険料については未納であるなど、申立人の元夫及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた市が保管する納税組合長在職期間調により、申立人が申立期間当時に保険料の徴収に来ていたと説明する納税組合の組合長が在籍していた期間は申立期間ではなく、申立期間後の昭和51年から59年までであったことが確認できるなど、申立人の元夫及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年7月まで

私は、厚生年金保険に加入していながら国民年金保険料も納付していた 申立期間について、保険料が還付された記録となっていると聞いたが、還 付金を受領した記憶がない。申立期間の保険料が還付済みとされているこ とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、厚生年金保険加入期間と重複する申立期間の国民年金保険料が納付されたことが確認できるが、当該保険料の還付の処理は、申立人が申立期間当時に居住していた町に保管されている国民年金被保険者名簿及び所轄の社会保険事務所に保管されている国民年金被保険者台帳にも還付の記載が確認できる上、当該社会保険事務所に保管されている還付整理簿には、還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 47 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から47年3月まで

② 昭和48年1月から51年3月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。まとめて保険料を納付したため、国民年金加入期間はすべて納付済みだと夫から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする夫から聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人及びその夫は、第3回特例納付により申立人は19か月、夫は40か月の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるが、申立人及び夫は、当該納付時点で当該特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる月数の保険料を特例納付したものと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

東京国民年金 事案 5686 (事案 3056 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月までの期間、43 年 4 月から同年 11 月までの期間、44 年 9 月から 45 年 3 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、48 年 7 月から同年 9 月までの期間、51 年 10 月から 52 年 2 月までの期間及び 52 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から41年3月まで

- ② 昭和43年4月から同年11月まで
- ③ 昭和44年9月から45年3月まで
- ④ 昭和47年10月から48年3月まで
- ⑤ 昭和48年7月から同年9月まで
- ⑥ 昭和51年10月から52年2月まで
- ⑦ 昭和52年6月

私は、申立期間①当時は、叔母の美容室を手伝っており、国民年金保険料は叔母が納付してくれていた。当時同居していた先輩も昭和36年4月から37年3月までは叔母が納付してくれていたと知人から聞いている。申立期間④及び⑤については、転居した時期が不明であったが、昭和49年10月からのアパートの賃貸借契約書があったため、48年6月には転居していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間①については、申立人の叔母が 当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確 定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を 納付していたとする叔母から当時の納付状況等を聴取することができないた め、当時の状況が不明確であるなど、申立人の叔母が当該期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立期間②か ら⑦までについては、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、 納付金額、納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員 会の決定に基づき平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要ないとす る通知が行われている。

これに対して申立人は、申立期間①の保険料納付に関する情報として、新たに当時同居していた先輩が自分の昭和36年度の保険料は叔母が納付してくれていたと言っていたことを知人から聞いたとしているが、当該先輩から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、また、申立人は、申立期間④及び⑤の保険料納付に関する資料として、新たに当時のアパートの賃貸借契約書を提出しているが、当該アパートの居住時における保険料の納付状況は確認できないなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から45年2月まで

私は、昭和50年1月から51年1月の間に10回以上に分けて夫婦二人分の未納の国民年金保険料を特例納付した。夫が納付済みとされているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、また、申立人は、申立人の夫が所持する 10 枚の第2回特例納付の領収書に記載された納付日、納付額等に基づき、申立人自身も同様に特例納付したとしているものの、自身の特例納付に関する記憶に曖昧な点がある上、申立人が特例納付したとする月数は、申立人の夫が特例納付により納付済みとされている納付月数と1か月の相違がある。

さらに、申立人の夫は、おおむね申立期間に相当する期間の保険料を 10 回に分けて特例納付したことが、上述の領収書から確認できるが、行政側において夫と一緒に納付したとする申立人に対して、10 回以上に及ぶ事務処理を続けて誤ることも考えにくいなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から54年12月まで

私の妻は、私が転職により厚生年金保険の加入資格を喪失した昭和 49 年 3 月に私の国民年金の加入手続を行い、54 年 12 月まで国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付場所、納付額等の記憶が曖昧である上、申立期間当時国民年金手帳を所持していたことがないと説明しているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号 番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から平成3年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から平成3年9月まで

私は、移住先から帰国した昭和 42 年に国民年金に加入し、60 歳まで国 民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で申立期間の保険料が未 納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場 所等の加入状況及び保険料の納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が 曖昧である上、申立期間当時、国民年金手帳を交付されたかどうか憶えてい ないと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち国籍を再取得する前の昭和 42 年1月 から 48 年 11 月までの期間は、外国籍のため国民年金の適用が除外されている上、国籍再取得後も国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

私の父は、申立期間当初に私の国民年金の加入手続をし、昭和 50 年 5 月 に婚姻するまで私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間 の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 5 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

東京国民年金 事案 5692 (事案 1862 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から同年 9 月までの期間及び 41 年 3 月から 43 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から同年9月まで

② 昭和41年3月から43年11月まで

私は、当初の申立てでは、申立期間①の国民年金保険料を昭和39年2月から同年9月までの間に納付していたと説明していたが、39年9月に納付したことを思い出した。また、申立期間②の保険料を金融機関で納付していたと思うが、近所に住んでいた集金人に納付していたかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が納付していたとする夫は国民年金に未加入で保険料が未納である上、申立人は申立期間当時の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①の保険料を昭和 39 年 9 月に納付し、申立期間②の保険料を金融機関か近所に住む集金人に納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年3月まで

私は、昭和43年5月ごろ、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国 民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、また、申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日発行 と記載された国民年金手帳のほかには手帳を所持していた記憶がないと説明している上、手帳を持参せずに現金で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区において申立期間途中の 45 年 9 月まで実施されていた納付方法と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 47 年 5 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年4月まで

私は、平成3年に会社を辞めた後、妻の国民年金の種別の変更手続と一緒に私の種別の変更手続も行い、妻が二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料納付の方法、納付金額についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人が平成3年3月に一緒に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする妻の申立期間の保険料は過年度納付されており、申立人が申立期間の保険料を妻と一緒に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人が 国民年金に加入していたこと及び国民年金手帳記号番号が払い出されていた ことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

私は、昭和 51 年ごろに自営業を開始したが、数年経った 55 年には経営が思わしくなくなり、国民年金保険料の納付について区役所の国民年金課で相談をした。その時、対応してくれた職員から「わかりました。免除にしておきます」と言われ、今まで申立期間は保険料の免除期間だと思っていたが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す 関連資料が無く、申立人は免除申請手続を行ったとする時期や方法に関する 記憶が曖昧である。また、申立期間直後の期間は、平成3年に追納している ことが確認でき、仮に申立期間が免除期間であれば、追納は先に経過した月 から順次に行うものとされており、申立期間から追納するのが自然であるな ど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当 たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 43 年 3 月までの期間、48 年 10 月、50 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の指名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から43年3月まで

② 昭和48年10月

③ 昭和50年5月から同年9月まで

④ 昭和52年1月から同年6月まで

私は、昭和 54 年か 55 年に、新聞で未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、夏のボーナスを使って社会保険事務所で未納の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が保険料をさかのぼって納付した とする昭和54年及び55年には、第3回特例納付が実施されているものの、 申立人がさかのぼって納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を 第3回特例納付により納付した場合の金額と大きく相違しており、第3回特 例納付により納付済みとされている40年6月から41年5月までの保険料額 におおむね一致している上、納付したとする社会保険事務所では、当時、特 例納付保険料の収納を取り扱っていなかったことが確認できるなど、申立人 が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら ない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から62年9月まで

私は、昭和 55 年 12 月に退職後、厚生年金保険の第四種被保険者に任意加入した。その後、国民年金法が改正されて、区役所から、受給額がこのままだと少ないので、国民年金に加入し、さかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたので、3回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間のうち、昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの期間については、旧国民年金法の規定により、厚生年金保険の受給資格期間を満たしていたため任意加入期間となっており、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年 10 月ごろに払い出されており、その時点で、昭和 62 年 8 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から39年6月まで

私の義父は、私の国民年金の加入手続をし、その後、私が厚生年金保険 に加入するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び 申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義 父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明 確である。

また、申立人が国民年金に加入した記録は無く、同居していた夫及び義父も申立期間のうち昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月までの期間は未納となっているなど、義父が申立期間当時、申立人の国民年金加入手続をして保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から51年6月まで

私は、20歳になってすぐに区役所で、夫と二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、当時営業していた店に来ていた徴収員に納付していた。その後も区役所からの依頼により口座振替の手続をするなどしてすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立人は、国民年金に加入した時期、申立期間当時の保険料の納付方法である印紙検認の記憶が曖昧であるほか、昭和53年7月に国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている夫の申立期間の保険料も未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年10月までの国民年金保険料については、 還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年10月まで

私の国民年金保険料は、国民年金発足当初から両親が納付しており、昭和37年12月に上京してからも継続して納付していた。申立期間は国民年金と厚生年金を二重に納付しており、社会保険事務所は申立期間の国民年金保険料を還付したと説明しているが、還付を受けた記憶も、還付手続をした記憶も無く、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を昭和36年4月から納付しており、 申立人が38年1月に厚生年金保険の資格を取得し、43年11月に国民年金に 再加入していることが、申立人に係る特殊台帳で確認できることから、申立 期間の保険料が還付処理されていることについての不自然さは見られない。

また、申立人の還付整理簿には申立人への還付金額、還付期間、還付事由、還付決定日及び支払日が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点はなく、他に申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年12月まで

私は、夫が会社を退職した後の昭和47年6月ごろに夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立人は、国民年金への加入手続を行った時期、保険料額等の記憶が曖昧である。また、申立人は、夫と一緒に国民年金に加入し、保険料も一緒に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 11 月に払い出されている一方、夫の手帳記号番号は49年2月に払い出されていることから、夫婦で一緒に国民年金の加入手続を行ったことがうかがえないほか、申立期間の大部分は一緒に保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 40 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、役所等で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立人は、国民年金の加入時期、納付方 法、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 6 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年3月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入した後、再就職した昭和49年5月より前に、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦が国民年金に加入した昭和48年5月の翌年から第2回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、特例納付したとする市役所は、特例納付保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年3月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入した後、再就職した昭和49年5月より前に、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦が国民年金に加入した昭和48年5月の翌年から第2回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、特例納付したとする市役所は、特例納付保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 51 年 6 月までの期間、51 年 10 月から 55 年 1 月までの期間及び 58 年 3 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から51年6月まで

② 昭和51年10月から55年1月まで

③ 昭和58年3月から59年3月まで

私は、会社を退職した昭和 42 年 12 月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所や保険料の納付場所の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と大きく相違する。また、昭和 58 年 11 月に作成された年度別納付状況リストには、「フザイ」と記録されていることから、申立人は、申立期間中に不在処理が行われ、納付書の送達はされていなかったものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 3 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から60年1月まで

私の国民年金の加入手続は、申立期間当初に当時婚姻していた先妻が行ってくれた。また、申立期間の国民年金保険料は、申立期間当時から知人であり、平成4年6月に婚姻した妻が、町の納付組織の集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の国民年金が未加入となっており、保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる申立期間当初に婚姻していた先妻から加入手続の状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、保険料を納付したとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、昭和57年に納付したとする金額は当時の保険料額と相違するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 1 月 時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 41 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、住み込みで家事手伝いをしていた昭和 36 年に国民年金の加入手続を行い、最初の 36 年4月から6月までの3か月分の保険料を納付した。その後は、婚姻により家事手伝いを辞める 39 年1月まで雇用主が保険料を納付してくれた。婚姻した 39 年2月からは、私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、昭和36年7月から39年1月まで保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の雇用主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、申立人は、婚姻後の39年2月から41年3月までの保険料の納付時期及び納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人及び申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月 時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間及び37年12月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで

② 昭和37年12月から47年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、結婚するまでは 実家の母親に、結婚後は夫に任せており、母親及び夫が、保険料をきちん と納めてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに 納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親及び夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親及び弟は国民年金に未加入で、妹は昭和61年に第3号被保険者となるまで国民年金に未加入であるなど、申立人の母親及び夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年3月時点では、申立期間①及び申立期間②の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 54 年 9 月までの期間及び 56 年 8 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から54年9月まで

② 昭和56年8月から59年3月まで

私は、申立期間①については、会社を退職後に、父と一緒に区役所出張 所で国民年金の加入手続をした記憶がある。申立期間②についても、国民 年金の加入手続をしているはずであり、国民年金加入期間の保険料は、父 が郵便局等で納付していたはずである。申立期間①及び②が、国民年金に 未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた区及び所轄の社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、申立人は、国民年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であるなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年9月まで

私は、近所の友人に勧められて国民年金の加入手続をし、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人の友人は、自身が付加保険料を納付し始めた頃に、申立人に国民年金への加入と付加保険料の納付を勧めたと記憶していると証言しており、その友人は申立期間後の昭和 49 年 11 月に付加保険料を納付し始めていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は 50 年 12 月に払い出され、付加保険料は 52 年 10 月から納付されていることなど、保険料の納付開始経緯に関する申立人の説明は、申立期間より後の状況とおおむね一致しており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 52 年 1 月までの期間、平成 7 年 8 月から 8 年 2 月までの期間及び 10 年 11 月から 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月から52年1月まで

② 平成7年8月から8年2月まで

③ 平成10年11月から11年3月まで

申立期間①については、母が、私の国民年金の加入手続を行い、その際にさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間②については、納付時期や金額のはっきりした記憶は無いが、免除を受けなかった期間については、市役所で保険料を納付した記憶がある。申立期間③については、5か月という短期間の免除申請をした記憶は無く、当該期間の保険料は、市役所や金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納又は免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人の保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付時期、金額等に関する記憶が不明確である。また、当該期間直後の昭和 52 年 2 月から同年11 月までは、平成 18 年 9 月に厚生年金被保険者期間として記録統合されたものであり、昭和 52 年 10 月及び 11 月分の国民年金保険料は平成 18 年 10 月に還付されていることが確認できる。申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 54 年 12 月に払い出されているものの、申立人が当該期間始期の 51 年 3 月の保険料までさかのぼって特例納付していたとすれば、平成 18 年 9 月に記録統合された当該期間直後で厚生年金被保険者期間である昭和 52 年 2 月から同年 9 月までの保険料は、記録統合時点で還付

処理が行われるはずであるが、その処理は行われていないなど、母親が当該 期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、当該期間直後の期間が免除期間となっている。加えて、申立期間③については、オンライン記録に当該期間前の平成8年3月から10年3月までの2回の免除申請と同様、当該期間の保険料に係る免除申請日、免除期間及び処理年月日の記載があり、当該記載に不自然な点も見られないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 46 年 2 月までの期間、47 年 3 月から同年 7 月までの期間、48 年 10 月及び同年 11 月、56 年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から46年2月まで

② 昭和47年3月から同年7月まで

③ 昭和48年10月及び同年11月

④ 昭和56年9月から61年3月まで

私は、平成12年の春ごろ、区役所で国民年金保険料の納付記録を調べてもらったところ、未納があると言われ、職員から過去の未納分の保険料を納付しないと将来年金を受給できなくなると言われたため、後日、区役所の窓口で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立期間①及び②については、申立人が納付したと主張する平成 12 年及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 12 月時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。また、申立期間③及び④については、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 53 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から53年3月まで

② 昭和53年4月から54年3月まで

③ 昭和54年4月から56年3月まで

私は、昭和49年7月の転居時に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納付しており、結婚後は、妻が納付してくれた。私の納付記録では、私が結婚した昭和53年度の保険料が免除とされ、一部追納したとされているが、免除申請及び追納をした記憶も無い。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除及び追納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、当該 期間当時の保険料額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当 該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が居住する市で保管している被保険者名簿により、当該期間に係る免除申請及び当該市においてその処理手続が行われていたことが確認でき、当該免除記録には不自然な点も見られないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、当該期間のうち、昭和54年2月及び同年3月分の保険料については、平成元年3月に追納されていること、昭和54年2月分については、追納の時効期限を超過して納付されたため、平成元年3月に還付決議されていることがオンライン記録から確認でき、還付金額、還付事由、還付決議日等の

記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻も自身の保険料が未納であり、申立人と同様、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から保険料の納付を開始しているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月15日から同年12月29日まで

② 昭和41年1月13日から42年7月1日まで

58 歳ごろに、社会保険事務所からの通知で、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、家族からの助言で年金を大切に考えていた上、国民年金の加入時に、市役所の担当者から厚生年金保険をこのままにしておけば国民年金と継続できると言われた。

脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えは無いので、脱退手 当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職後の昭和44年12月15日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年9月12日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月21日から33年12月7日まで

② 昭和34年4月6日から37年9月26日まで

老齢年金を受給する時に、共済組合で申立期間について話をしたところ曖昧になっていたが、ねんきん特別便が届き、申立期間が気になり社会保険事務所で相談したところ、申立期間については、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を 取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月1日から28年5月20日まで

② 昭和28年6月6日から29年2月28日まで

③ 昭和29年2月28日から33年8月25日まで

平成20年8月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明を受けておらず、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間である3つの被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から48年4月1日まで

平成19年3月に、社会保険事務所からの通知で、申立期間について脱退 手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職後から3か月ほどは、叔母の家で過ごしており上京していないため、脱退手当金の請求手続を行うこともできず、もらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和48年6月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月15日から39年1月14日まで ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

退職後、会社から現金が届いたことはあったが内訳や明細書などは入っていなかった。もし、これが脱退手当金ならば、本人の了承を得ないで会社が勝手に行った不当な行為であるので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から44年9月21日まで

65 歳の時に、社会保険事務所で年金の裁定請求手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知り、信用金庫に再度調査を依頼したが、やはり支給記録があるとのことであった。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を 取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年11月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年11月30日まで

平成20年4月に、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間に勤務した事業所は、退職届を出すことなく、口頭で退職する旨を伝え退職したので、書類に署名をしたことや脱退手当金を受け取った覚えは無いため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給月数、支給金額 及び支給年月日が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上 の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から7年10月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務していたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年10月1日)後の8年4月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、6年6月から同年10月までが53万円から8万円に、同年11月から7年2月までが59万円から9万2,000円に、同年3月から同年9月までが20万円から9万2,000円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、平成7年ごろからA社の経営環境が悪化し、同年10月には業務停止状態となり、社会保険事務所と滞納保険料の整理について交渉したところ、社会保険事務所から同社の滞納保険料について、代表取締役等の標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受けたとしている。

また、申立人は、A社に係る社会保険、雇用保険の手続は、通常社会保険労務士事務所に委託しているとし、自分が平成8年4月8日にさかのぼって標準報酬月額の訂正処理をした記憶は無いとしている。

一方、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時から自分を除く従業員はすべて退職している上、同社に係る代表印は自分で管理し、書類については必ず自分が目を通し代表印を使用しているとし、一定期間本人の標準報酬月額を下げることにより、保険料滞納分について充当する旨の話を了承しており、滞納保険料の整理を終えたらまた標準報酬月額は元の額に戻ると

思っていた、とも供述している。

このことから、A社の代表取締役であった申立人が、自ら代表印を管理しつつ、代表取締役等の標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受けたにも関わらず、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、 自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なもので はないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険 の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、新規適用事業所になる前の昭和36年10月から勤務しており、会社が厚生年金保険に加入した同年12月1日には自分も厚生年金保険の被保険者になったと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和54年2月28日に適用事業所に該当しなくなっており、かつ、同社の代表者の住所が不明なことから、当時の厚生年金保険の取扱いや、申立人の勤務状況について確認することはできない。なお、A社を引き継いだB社の元事業主は、A社当時の資料は残されていないことから、何も分からないと供述している。

また、申立人は、自分がA社に入社した昭和36年10月に、既に在籍していた従業員16人を記憶していたことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該16人の従業員の厚生年金保険被保険者記録を見ると、同社が新規適用事業所となった同年12月1日に厚生年金保険被保険者として記録がある従業員は6人であり、その他10人のうち4人は、同社の新規適用時の後、5か月から28か月の間に厚生年金保険の被保険者資格を取得、残る6人は厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。このことから、同社では必ずしも従業員の全員を入社時から厚生年金保険の被保険者としていないこ

とがうかがえる。

さらに、A社に係る上記名簿により、昭和37年1月から38年9月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したもののうち、住所が判明した9人に厚生年金保険料の控除について照会したところ、8人から回答があったが、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に、同社において厚生年金保険料が控除されていたか否かについて記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から29年6月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が入社当時のA社の記憶を記した詳細な覚書及び従業員の証言により、勤務期間は明確ではないが、申立期間当時に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、申立人について、申立期間において同社に勤務していたことを把握できる資料を保有していないため、申立人の勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

また、申立人が記憶していた申立期間当時の上司及び同僚6人について、5 人が既に死亡し、一人は連絡先不明のため、これらの者からA社における申立 人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、5人の従業員について、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、そのうちの3人から回答があり、そのうち一人の従業員は、申立人が自分より1年後に入社し事務の仕事をしていた記憶はあるが、申立人の厚生年金保険の適用状況については分からないとしており、残る二人は申立人を記憶していなかった。

さらに、申立人が記憶している従業員について、A社が厚生年金保険の適用 事業所となった昭和27年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して いる者は、会社の幹部社員と生産部門の従業員となっており、事務部門の従業 員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から約1年経過後に厚生年 金保険の被保険者となっている状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に取締役及び代表取締役(平成6年5月31日就任)として勤務していた期間のうち、平成5年10月から7年2月までの標準報酬月額が、実際の給与より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金の適用事業所でなくなった日(平成7年3月31日)後の同年4月5日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額については、5年10月から6年8月までが30万円から11万円に、同年9月から7年2月までが20万円から11万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立人の提出した平成5年1月分、同年3月分、6年7月分の「給料明細書」から申立期間の一部ではあるが、給与月額30万円(5年1月分、同年3月分)及び20万円(6年7月分)の標準報酬月額にほぼ相当する社会保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時は代表取締役であり、当時は財務状況が極端に悪化し会社整理の段階に入っていたこと及び役員報酬の減額等は役員相互で話し合い、当事者の了承のもとに行われていた等の会社関係者の供述があることから、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理の届出について、知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、 自らの標準報酬月額の減額処理について関与しながら、当該減額処理が有効な ものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から22年11月6日まで

② 昭和26年4月から29年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、及びB社C工場に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、両申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は高等小学校を卒業してすぐにA社に入社したと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年12月1日であり、申立期間のうち、同日より前の同年4月から同年11月までの期間については適用事業所になっていない。

また、申立人は、A社への入社の経緯について、まず初めに同僚Dが同社に入社し、別の同僚E(申立人の同級生)がDに誘われ、申立人自身は同僚Eに誘われて入社を決めたので、申立人は同僚Eと同時期に入社したと供述している。

このうち同僚Eについては、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じく昭和22年11月6日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、既に死亡しており、当時の状況を聴取することはできない。

次に、前述の被保険者名簿で、同僚Dが申立人の資格取得日より前の昭和 22年8月1日付けで厚生年金保険に加入していることが確認でき、同僚D自 身は、入社時期が17歳のころの夏であったと供述している。

なお、同僚Dの生年月日から計算すると、昭和22年8月時点の同人の年齢は満16歳であるが、当時の風潮ではいわゆる「数え年」による年齢計算が一般的であったことを考え合わせると、入社時期を17歳のころと記憶していることは不自然ではないことから、同僚Dの入社時期は、厚生年金保険に加入した同年8月ごろであったと推認できる。

さらに、申立人は、入社したばかりの時期にぶどうを食べていた記憶があることから、入社は秋ごろかもしれないとも供述している。

これらの情報を総合すると申立人の入社の時期は、厚生年金保険の資格取得日とほぼ一致すると考えられることから、申立期間において、既に勤務していたと認めることはできない。

加えて、A社については、前述の被保険者名簿に事業主の氏名の記載が無く、所在地を管轄する登記所に、同社の商業登記簿が見当たらないことから、当時の事業主や役員の氏名等が不明のため、これらの者に申立期間当時の申立人の勤務状況等について照会することはできない。

申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、16人に照会したところ、このうち2人から、申立人を知っているとの供述が得られたことから、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の人事担当者は、当時の社員名簿に申立人の名前は無いこと、及び当時の社員等の資格区分には社員、準社員、雇員、工員があり、工員は社員名簿には載らず、厚生年金保険にも加入させていなかった可能性がある旨を供述している。

なお、申立人は申立期間当時の職種について、製糸工であったと供述し、 同じ作業に従事していたとする同僚一人の氏名を挙げているが、当該同僚に ついても前述の被保険者名簿に加入記録は確認できない。

さらに、前述の人事担当者は、申立人が名前を挙げた同僚も社員名簿に記載されていないとし、製糸工の身分は工員であったと思われる旨供述していることから、B社C工場では、従業員の職種や身分によって、一部の従業員については厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人は厚生年金保険料を控除されていたとするが、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月16日から同年10月1日まで A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月16日にA社に入社し、申立期間を含めて同社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社の引継ぎ会社であるB社では、申立期間当時の従業員に係る人事記録等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立期間当時の申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入の有無等については確認することができなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和44年9月16日から45年5月16日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年4月1日まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。申立期間当時の標準報酬月額は20万円であり、保険料は控除されていたので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人が主張する 20 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月1日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当時A社の代表取締役であり、申立期間当時に同社において厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、また、自身が社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所の全喪に係る手続を行ったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、 当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則 上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記 録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から8年8月1日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、自分が記憶している報酬額より低い額となっているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時、受け取っていた報酬額より低い額となっていると申し立てている。

しかしながら、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の申立人に係るオンラインの記録と一致している。

また、A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所では、同社から提出された資料を基に標準報酬月額を算定し、保険料を算出し、複写式の届出用紙を使用して社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に提出していたとしていることから、同社は、社会保険事務所に、社会保険庁のオンライン記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、A社の総務担当者は、標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を給与から控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間における申立人の給与から、社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から48年4月1日まで A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間当時、厚 生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の当時の事業主及び経理担当者は所在不明で回答を得ることができず、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、同社が適用事業所になる前から入社していた従業員から回答があり、同人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前には厚生年金保険料の控除は無かったと供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月ごろから36年3月ごろまで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和33年3月ごろから36年3月ごろまでの記録が無いとの回答をもらった。この間、同事業所に正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年3月ごろから36年3月ごろまでA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、所在地を管轄する法務局においても同事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の従業員は同事業所の代表者と申立人の二人であったと供述しているところ、当該代表者の所在は不明であるため、当該代表者から、申立人の勤務の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から51年4月1日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務 した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたこ とは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほし

第3 委員会の判断の理由

11

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月 21 日から 51 年 3 月 31 日までの期間において、A社で勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和59年6月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当時の役員は、申立期間当時、A社は厚生年金保険に加入しておらず、 自分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和59年6月20日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうち4人は、同日より前の期間において、自分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答しており、そのほかの者は、控除されていたかどうかを覚えていないと回答している。

加えて、A社において、厚生年金保険に加入していたとする同僚は、社会保険庁の記録から、昭和50年9月以降の期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は、控除されていたと申し立てているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年2月26日まで 社会保険事務所の戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成10年2月26日)まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった日以降の平成10年4月7日付けで、 さかのぼって8年3月から10年1月までの標準報酬月額が59万円から9万 8,000円に減額されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、当時の経理・社保担当役員は、A社の経営環境が悪化した際に、社会保険事務所の職員から、滞納保険料が納付できないのであれば社会保険を脱退し、代表取締役の標準報酬月額の改定により解消する方法があり、保険料を払えない会社はこの方法で処理しているとの説明を受け、事業所の厚生年金保険料の滞納額の負担が大きかったことから、申立人が報酬訂正届出書類に会社の実印を押したと供述している。以上のことから、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から28年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは、提出した感謝状で明らかであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の感謝状、さらに同社が提出した申立人の履歴書及 び同社回答書から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員や社会保険に関する資料等を保有していないと回答しており、また、申立当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における勤務の実態や当時の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立期間当時にA社に在職していた複数の従業員に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、そのうち複数の者は、申立人のことを記憶しているが、同社では見習い期間を設けており、入社後少なくとも2年経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得したと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿からは、欠番や 不自然な記録訂正は見あたらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事務所に採用され、B社を勤務地としていた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同事務所には、昭和21年8月1日から勤務し、厚生年金の保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所の従業員記録を保管していた関連会社であるC社の従業員カードの記録及び同僚の供述から、申立人がB社を勤務地とし、A事務所に昭和 21 年8月1日から継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録において、申立人が申立期間当時勤務 していたとするA事務所は厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、勤 務地であるB社は、申立人が資格取得している昭和23年9月1日から厚生年 金保険の適用事業所となっており、いずれの事業所においても申立期間には厚 生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が記憶していたA事務所での同僚の2名について、そのうち1名の同僚の供述から、申立人と同時期にA事務所に入社していることがうかがえるものの、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該同僚2名は申立期間に、申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者にはなっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月1日から51年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額については、実際の給与の月額に相当する報酬額と すべきであると主張している

しかし、申立人から提出のあったA社の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与明細書の保険料控除額又は報酬額から、申立人の標準報酬月額は、事業主が厚生年金保険被保険者から控除した厚生年金保険料に見合う報酬額となる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年3月31日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相

違していることが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年3月31日より後の同年4月22日付けで、申立人の標準報酬月額は、元年10月及び同年11月の47万円が15万円に、同年12月から3年2月までの53万円が15万円にそれぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、社会保険料を滞納していたこと、及び社会保険事務所から連絡があったことは記憶しており、当時、同社の経営環境が悪化し、その対応に忙殺されていた時期であり、滞納保険料をどのように処理したかまでは覚えていないものの、自ら代表者印を管理していたと供述しており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から2年10月31日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相 違していることが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成2年10月31日より後の同年11月6日付けで、元年11月の44万円が6万8,000円に、同年12月から2年3月までの44万円が8万円に、2年4月から同年9月までの20万円が8万円にそれぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、上記遡及訂正が行われた平成 2年11月6日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成2年ごろからA社の経営環境が悪化し、従業員の給与の未払いがあり、保険料の滞納があったものの、社会保険事務所への標準報酬月額変更届及び算定基礎届は、申立人の前職であるB社の経理担当者が行ったと供述しているが、A社の従業員は、申立人が経理を担当していたとしており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月13日から6年12月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、平成4年1月13日から5年7月30日までの期間については、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、 事業主は、当時の資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金 保険料の控除等について確認することができないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に 照会したところ、事務を担当していた総務担当者は、厚生年金保険及び厚生年金基 金については、必ずセットで加入させていたこと、申立人が所持している嘱託雇用 契約書には社会保険の取扱いについて記載されていないことから、厚生年金保険に 加入していなかったのではないかと供述しており、また、申立人の厚生年金基金の 加入記録も無い。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成3年3月21日から20年4月2日まで国 民健康保険に継続して加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年6月1日より後の同年8月7日付けで、申立人の標準報酬月額は、平成7年11月から8年2月までの期間、36万円が9万8,000円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、同社の経営悪化による資金難のため、厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所から滞納保険料を督促されたことを認めており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年6月30日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答 をもらった。申立期間当時は、確かに同社に勤務していたので、厚生年金保 険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、当初、昭和52年6月26日と記録されていたところ、同年7月14日付けで、同年3月31日に訂正されていることが確認できる。そして、当該被保険者名簿から、申立人と同様の訂正処理が行われている従業員が20人いることが確認できる。

このことについて、A社の複数の従業員は、「当時、同社の経営が厳しく、多くの従業員について給与の未払いがあり、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と供述しており、申立人も「申立期間は、会社から給与が支払われていなかったため、厚生年金保険料を給与から控除されていない。」と供述している。

また、A社は、既に解散しており、事業主の連絡先も不明のため、会社及び事業 主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することが できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から39年1月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。B社を退社し、その翌日である昭和38年9月1日からA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における同僚の供述から、申立人は、申立期間はA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、既に解散し、当時の事業主は死亡していることから、同社 及び事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確 認することはできない。

また、申立人と同様にB社を退社しA社に入社したことが社会保険事務所の同社の被保険者名簿から確認できる従業員2人について、B社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日とA社における被保険者資格取得日を確認したところ、申立人と同様にB社で被保険者資格を喪失してから約4か月後にA社で資格を取得していることが確認できる。

このことについて、申立期間当時のA社の実質的な経営者は、当時、社会保険関係の事務を担当していた役員が辞任し、社会保険事務を処理する従業員が不在であっため、社会保険の加入手続に混乱が生じていたことを認めており、「社会保険料等を控除せずに給与を支給していた時期があった記憶がある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から51年12月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A診療所に 勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A診療所における事業主の妻及び同僚の供述、従業員から提出のあった写真から判断すると、申立人は、申立期間当時、同診療所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の妻は、「A診療所は、既に閉院しており、社会保険事務を担当していた事業主も死亡している。当時の厚生年金保険の関係書類は夫が死亡した際にすべて破棄したため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。」と供述している。

また、社会保険事務所のA診療所の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「女性従業員の間で、社会保険に入れてもらえず、国民健康保険に加入するようにと言われて不平不満を言っていたのを聞いたことがある。」と供述している。

さらに、A診療所の従業員から提出のあった、昭和51年9月の小旅行の写真には、申立人を含み7人の従業員が写っているが、当該被保険者名簿に氏名が見当たらない者が5人いることから、同診療所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、当該被保険者名簿に健康保険番号の欠番が無いことから、申立人の 記録が欠落したとは考え難い。 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月21日から11年3月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。給与からの厚生年金保険料の控除事実を確認できる給与明細書等は無いが、当時の給与月額は65万円程度であったと記憶している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、 平成9年10月から10年5月までの期間は34万円、同年6月から11年2月ま での期間は44万円と記録されている。

一方、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等 を保管していない。

また、申立期間当時、A社から社会保険関係事務を委託されていた社会保険 労務士から提出のあった同社に係る厚生年金保険の「被保険者台帳」を見ると、 申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬 月額の記録と一致している。

さらに、公共職業安定所の失業給付記録によると、申立人がA社を離職した日の直前6か月間の給与支給総額から算出された賃金日額の金額が「1万5,803円」となっているところ、当該金額から1か月あたりの給与総額を算出すると「47万4,090円」となる。このことから、少なくとも申立人が同社を離職した平成11年3月の前6か月間の1か月当たりの給与総額については、申立人が主張する報酬月額(65万円程度)であったことを確認することがで

きない。

加えて、社会保険庁の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の同社の事業主は、申立期間当時の賃金台帳等を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している。

その上、申立期間については、社会保険庁のオンライン記録では、被保険者報酬月額変更届に基づく申立人に係る平成10年6月の標準報酬月額の随時改定及び被保険者報酬月額算定基礎届に基づく申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定が、それぞれ同年7月23日及び同年8月13日に処理されていることが確認でき、訂正等の記録も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年3月31日まで 社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間 のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の 月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申 立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年12月から9年2月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日以降の同年4月7日に、9万8,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成7年12月1日から9年3月31日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、上記標準報酬

また、甲立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、上記標準報酬 月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、当該滞納保険料の支払いに苦慮していたこと及び社会保険事務所から呼出しを受け、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れたことを認めている。このことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して、同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考える

のが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から35年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の所長、同社に勤務していた親会社の社員一人及び同僚一人の氏名を記憶しているところ、申立期間に係る社会保険事務所の記録では、当該所長については、B社及びC社において、当該親会社の社員については、B社においてそれぞれ被保険者記録が確認できるが、申立人と当該同僚については、いずれの事業所においても被保険者記録を確認できない。

加えて、申立期間当時、申立人が記憶している工場長が、C社に在職していたことが確認できたが、照会に対する返信が無く、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社と類似している名称のD社、C社E工場、F社及びG社について、 社会保険事務所の各社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申 立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務 していた期間のうちの申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当 する標準報酬月額と異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、正し い標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和60年10月から同年12月までの分の給与明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料控除額と厚生年金基金掛金の合算額を基に算定した厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、昭和61年1月から同年3月までの保険料控除を確認できる資料は無いが、当該期間の標準報酬月額が記録上同額となっている60年10月から同年12月までの控除額よりも高い額となっていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情が無いことから、61年1月から同年3月までの期間においても社会保険庁のオンライン記録に基づく社会保険料額が控除されていたと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から46年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に勤務したことを証明する事業主作成の証明書があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月に結婚した後も、46年8月31日までA社に勤務していたと申し立てているところ、同社の当時の代表者が作成した在籍証明書及び申立人の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、A社の元代表者は、「女性従業員の中には、結婚して夫の被扶養者になるので社会保険から脱退したいと希望する人がいた。辞められては困るので、そのような希望があればそうしていた。」と供述している。

また、従業員の一人は、「在職中に結婚し、そのまま仕事は続けたが、退職前4か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書を見ると、その4か月間は、厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人は、昭和44年11月30日にA 社を離職しており、申立期間において、雇用保険の加入記録が無い。

加えて、A社が加入していたB厚生年金基金の記録では、申立人は、昭和44年12月1日に加入員資格を喪失しており、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年10月30日まで

自分が代表取締役である事業所で、平成5年ごろ、経営が厳しくなり厚生年金保険の保険料を滞納していた。その際、社会保険事務所から指導されて、有無を言わせぬ一方的な処置で厚生年金保険から脱退、さらに自分の標準報酬月額を遡及訂正させられた。この処理に納得いかないので調査し、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年10月30日)まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社が適用事業所でなくなった 日以降の平成5年11月2日付けで遡及して3年4月から5年9月までの標準報酬月額を36万円から8万円に減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険料を滞納していた際に、社会保険事務所の担当職員から申立人自身の標準報酬月額を遡及して減額することにより、滞納保険料を清算することができると説明を受けた後、申立人自身の標準報酬月額の減額処理に係る届出書類に押印したと供述していることから、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時に代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年5月まで

ねんきん特別便により、A社での厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社に、申立期間勤務していたことは確かであり、一緒に勤務していた兄には当該事業所の厚生年金保険加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の上司及び同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は人事記録等を保存していないことから、申立人の申立期間 に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと 回答している。

また、申立期間当時のA社の上司は、「申立人はアルバイトとして雇用され、正 社員になる際に1か月ほど欠勤があったので正社員にはなっていなかったと思う。 アルバイトで勤務していた者は、社会保険にも加入していなかった。自分自身も入 社してから厚生年金保険に加入するまで9か月ほど空いている。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控 除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月5日から31年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A公庫B支所に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同公庫に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた退職手当支給通知書及びC機構から提出された経歴書により、申立人は、申立期間にA公庫B支所で勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A公庫B支所が厚生年金保険の 適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 31年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A公庫B支所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、厚生年金保険には加入していなかったと供述しており、その中の一人は自身も昭和25年6月から勤務していたが、31年5月までは給与から厚生年金保険料が控除されることは無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月27日から59年4月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、申立 期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められるが、同社保管資料に「57-2/26 付アルバイト扱」と記載のあることから判断すると、申立人は、申立期間において雇用形態の変更があったことが推認できる。

また、A社に係る社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和54年6月1日及び59年4月1日、資格喪失日が57年2月27日及び平成4年7月1日と記録されている上、健康保険番号に欠番は無いことが確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日が昭和57年2月27日、喪失日が59年4月1日と記載されており、社会保険事務所の申立人に係る国民年金被保険者記録と一致し、当該期間の国民年金保険料の納付記録が確認できる。

加えて、申立期間に係る申立人のA社における雇用保険の加入記録は無く、申立人の保険料控除についての記憶は曖昧であり、確認できる資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年1月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成4年2月12日に遡及して引き下げて訂正していることが判明した。A社で遡及訂正手続には関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、 平成4年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年2月12日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、3年8月から同年12月までの期間について50万円から8万円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役であった申立人が「申立期間当時、会社の経営は破綻していた。」と供述していることから、厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

また、申立人は、「総務の全般の権限を委任していた担当者が、社会保険事務所の職員と相談して標準報酬月額を減額処理することによって滞納保険料額を清算したのだろう。」と供述している。このことから、当該遡及手続は会社の業務としてなされた行為であることから、申立人は代表取締役として当該行為に責任を負うべきであり、訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月29日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和59年4月30日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の離職日は昭和59年4月28日であり、健康保険の資格喪失日は同年4月29日となっており、いずれも社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致している。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を含む昭和50年から59年の10年間に被保険者資格を喪失している従業員の資格喪失日を確認したところ、月末日もしくは月内最終営業日の翌日が被保険者資格喪失日である従業員が10名、1日が資格喪失日の従業員が1名であったことから、当時同社では月末退職者の取扱いについて当月内に資格喪失させることが一般的であったことが考えられる。

さらに、事業主は申立人に係る人事、給与等の資料を保管していないことから、申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立人期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から48年6月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の大部分の期間はA病院で厚生年金保険の被保険者とされており、一部期間については厚生年金保険の被保険者になっていない。しかし、申立期間は、B行に継続勤務し、給与も継続して同行から受けていたので、同行の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B行の在籍証明書から、申立人は申立期間において同行に在籍していたことが認められる。

しかしながら、B行が保管する厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失届によれば、申立人の資格取得日が昭和46年7月1日、資格喪失日が47年1月1日となっており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人がB行における厚生年金保険の資格を喪失した昭和47年1月 1日以後は、A病院で2回、資格の得喪が行われていることが社会保険事務所 の厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、この記録はA病院の辞令書及び出 勤簿の記録とも一致している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間のうち、A病院が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和47年3月31日から再び適用事業所になった同年6月1日までの3か月間及び申立人が同病院を退職した48年3月30日から再び採用された同年7月1日までの4か月間については、記録は無く、また、同病院の辞令書及び出勤簿の記録との矛盾は確認できない。

一方、申立人は、「A病院での勤務実態はなかった」と申し立てているが、

当該申立てを確認できる資料が無く、また、同病院での勤務はなかったことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月ごろから46年1月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社で潜函夫として勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和30年当初は日雇であったが、37年ごろのB架橋工事の時から正社員に採用され勤務したのは間違いないので、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で従事した工事の場所及び元上司の名前を記憶しており、また同社の回答及び元上司4人の回答から、申立人が同社の各工事現場で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、当時の常勤社員には、i)本社採用の正社員、ii)中途採用の準社員及びiii)現場工事事務所で日雇から所長が採用した特技職員の3種類があり、i)及びii)は全員厚生年金保険に加入していたが、iii)については勤務時間や勤務規定はi)と同一だが給与は日給月給制で厚生年金保険の加入は任意であったとしており、申立人のように工事現場で直接、臨時雇用した者はiii)に該当するとしている。また、申立人の記憶している元上司4人のうち3人は、申立人の厚生年金保険加入については不明としているが、昭和43年10月から44年4月までC工事現場にいた申立人の上司は、「申立人は当時、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立 人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申 立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年4月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

同社を創設した昭和48年1月30日時点では、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たす社員数がいなかったため、創設に先だって任意包括適用事業所の認可申請を出して会社創設日に間に合うように手続を行ったはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管している厚生年金保険適用事業所名簿により、A社が任意包括適用事業所となったのは昭和48年4月7日であることが確認できるとともに、同社に係る事業所別被保険者名簿により申立人が同社で一緒に勤務したとする3人の厚生年金保険加入日も同年4月7日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の適用要件を満たす社員数がいなかったため、A社を創設した昭和48年1月30日に間に合うよう厚生年金保険の任意包括適用事業所の申請を行ったとしているが、同社が48年4月7日以前に厚生年金保険の適用事業所となったことを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月22日から48年2月18日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務 していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務してい たことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、 厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いため、同社で厚生年金保険に加 入することはできない。

また、申立人は、A社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶していたが、いずれの者も連絡先が不明なため、これらの者から、同社における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立 人は、給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を持っておらず、これを確 認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から6年3月まで

② 平成6年9月から7年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②について、加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②にそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

A社の回答により、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、厚生年金保険の資格取得・喪失等の関連資料を精査したが申立人の記録は無く、申立人はアルバイトであるため厚生年金保険に加入していなかったことは間違いないと回答している上、同社から提出された申立人の源泉徴収票控えにより、社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、当該期間を含む平成4年4月から7年2月まで国民年金に加入し、保険料を納付している。

2 申立期間②について

B社は、保存期間経過のため申立期間②当時の勤務実態を確認できる資料を確認できないと回答している上、申立人が記憶している上司に申立人の勤務実態等について照会したところ、「申立人が申立期間当時勤務していたかどうか記憶が無い。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認できない。

また、B社は、短期間の勤務者については社会保険の加入手続を行っていない可能性が大きく、B健康保険組合のデータにも申立人の記録は無いと回答している。

さらに、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録は無く、また、申立 人は当該期間を含む平成4年4月から7年2月まで国民年金保険料を納付 している。

加えて、当該期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について、 申立人には明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も 無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月16日から同年8月24日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間にA社が所有する船舶に乗船していたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省C局の乗船履歴証明書によると、申立人の雇入は昭和26年6月16日、 雇止は同年8月24日と記載されており、申立人が申立期間当時、A社所有の D丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の保管している記録により、A社は申立期間より前の昭和25年6月1日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、D丸に一緒に乗船していたとする同僚4人も、被保険者年金記録照会回答票(基本記録)により同社が船員保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月1日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が一緒に乗船していたとする同僚4人のうち、1人は死亡、3 人は連絡先が不明なため、同僚から事業主による保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間に係る船員保険料の事業主による控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から8年1月31日まで A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の 標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。 申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA 社は、平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年2月16日を処理日として、5年10月から6年10月までは53万円が8万円に、同年11月から7年12月までは59万円が9万2,000円に遡及により減額訂正される処理が行われている。

一方、A社の役員及び複数の従業員は、申立期間当時には同社の経営状況が 悪化し、給与の遅配、分割支給、未払などがあり、厚生年金保険料の滞納もあった、全喪時以降の手続等は申立人が行っていたと供述しており、また、申立 人も滞納分の保険料の支払について、全喪日前後に社会保険事務所へ相談に行き、手形を差し出したが引き落とされず、不渡りとなったことを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は自身の標準報酬月額の減額処理の届出について、申立人が行ったものと考えるのが自然であり、申立人はA社の代表取締役として、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から15年10月31日まで

A社で代表取締役を務めた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっている。申立期間当時の給与額は40万円くらいであったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA 社は、平成15年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている ところ、申立人の標準報酬月額は、同年11月13日を処理日として、14年11 月から15年9月までの期間について、41万円から9万8,000円に遡及により 減額訂正される処理が行われている。

一方、申立人は、A社では、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことから、厚生年金保険の適用をやめることとし、その際、取締役である妻の標準報酬月額を、滞納分を清算するために、減額訂正することとしたものの、申立人自身の標準報酬月額は減額しなかったとしている。

しかしながら、事業所が保管する被保険者標準報酬改定通知書及び決定通知書から、申立人の妻に係る上記の減額訂正の届出と同日に、申立人自身の標準報酬月額の減額訂正の届出を行っていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、 当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則 上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記 録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年5月28日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、 当時の給与の支払額に対する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準 報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA 社は、平成10年5月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると ころ、申立人の標準報酬月額は、同年8月7日を処理日として、8年4月から 10年4月までの期間について、59万円から9万2,000円に遡及により減額訂 正される処理が行われている。

一方、申立人は、A社において滞納保険料があったため、社会保険事務所から会社の実印を持参するようにとの連絡を受け、申立人自身が出向いたところ、未納分は代表者の年金分より差し引くとの相談があり、押印したと回答していることから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、 当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信 義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係 る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月から25年10月1日

② 昭和30年11月1日から35年11月1日

③ 昭和38年10月1日から39年2月1日

A社、B社及びC社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚等の供述により、申立人が同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年11月1日であり、同社は、申立人の申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の保険料控除等について確認することができない。

さらに、A社を継承していた事業主は、申立人の申立期間に係る当時の厚生年金保険の関連資料は保存されていないとしており、厚生年金保険の保険料控除については、「自身の入社前ではあるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年11月1日であることから、適用事業所となる前に控除はしていないと考えられる。」と供述している。

申立期間②について、B社の従業員の供述により、申立人が同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年11月1日であり、同社は、申立人の申立

期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の当時の事業主は死亡しており、申立人が記憶する同僚4名は死亡又は連絡先が把握できないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の保険料控除等について確認することができない。

さらに、B社の現在の事業主は、申立人の申立期間当時の資料については、 平成4年9月にすべて処分しており、申立人の申立期間に係る当時の厚生年金 保険の関連資料は保存されていないと供述している。なお、同社の申立人に係 る被保険者資格取得届の日付は昭和35年11月1日であり、社会保険庁のオン ライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人が提出しているC社の勤続表彰状及び社員等の 供述により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 当時の代表社員2名は死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年 金保険の保険料控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金被保険者名簿から、申立人の申立期間に勤務したことが確認できる社員等9名に照会文書を送付し、回答のあった5名のうち、入社日が確認できた2名について、それぞれの入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を照らし合わせたところ、このうち1名は38年4月に入社し、同年9月に被保険者資格を取得しており、1名は29年4月に入社後、2年11か月後に被保険者資格を取得していることから、同社では従業員の入社後、相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。なお、他の3名は入社日を記憶していない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月19日から34年3月1日まで ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間の事業所は、昭和34年1月から体調を崩して出勤できなくなり、同年3月に夫を通して会社に申し出て退職したが、その際に書類は一切提出していないし、同年1月分以降の給与も退職金ももらっていないので、脱退手当金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和34年6月18日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から31年9月30日まで 社会保険事務所に船員保険の加入期間を照会したところ、申立期間につい て、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間に ついては、A社が所有する船舶Bに実習生として乗船していたので、当該 期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が乗船していたとする船舶Bに乗船していた船員の供述から、申立人が申立期間において社船実習で同船に乗船していたことが推認できる。

しかし、A社の業務を引き継いだC社では、「A社から、雇用契約書、賃金 台帳等を引き継いでいないため、申立人を含めた実習生の船員保険の適用状況 については分からない。」と供述しており、上述の船員からも、申立人の申立 期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除に関する供述を得ることはできなかった。

また、当時の状況を知るD組合では、「実習生についても船員保険は、原則、強制加入であったが、特定の企業が加盟する業界団体に属さない企業では、実習生の船員保険の加入手続がおろそかにされていた。」と供述している。このことは、当該団体に加盟していないA社所有の船舶に乗船していた申立人が、船員保険の被保険者となっていないのに対し、申立人と同時期に、同じ実習生として当該団体に属する企業所有の船舶に乗船していた同級生が被保険者となっていることからもうかがうことができる。

さらに、申立人の社会保険事務局のA社に係る船員保険被保険者名簿と船員 保険被保険者台帳の記録は一致しているほか、船員保険被保険者名簿の整理番 号等に欠番は見られず、社会保険事務局の事務処理に不自然さは見当たらない。 このほか、申立期間当時、実習生として船舶Bに乗船していた同僚は見当たらないほか、申立人について申立期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月29日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には月末まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成6年4月30日まで勤務していたことは認められるものの、申立人及び同社から提出された預金通帳の明細の写しからは、申立人の同年4月に係る厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できなかった。

また、A社の事業主は、従業員からの申出がない限り、退職月に係る厚生年金保険料は控除しない取扱いとしていたので、申立人についても退職月に係る保険料は控除しなかったと供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、A社において平成3年から20年までに退職した従業員48名のうち、月の途中で資格を喪失している者が41名いることが確認できたほか、当該資格を喪失している従業員のうち、連絡が取れた複数の従業員は、月末まで勤務したものの、退職月に係る保険料の控除は無かった旨の供述をしている。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から35年12月1日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立 期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和29年12 月から35年11月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生 年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、既に廃業しており、事業主とは連絡を取ることができず、申立期間当時の勤務状況や申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A社において申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できた26名の従業員に対し確認したところ、連絡が取れた5名全員が、申立人のことは覚えていないと供述している。

また、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年1月6日から34年4月27日までの期間であり、申立期間の大部分の期間については、適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、調査の途上で、申立人は、事業主及び自身を含む幹部社員については、厚生年金保険には加入していなかったかもしれないと供述しており、社会保険庁のオンライン記録から、少なくとも事業主については、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の 勤務状況等について確認することができないほか、申立期間に係る厚生年金保 険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事 情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月27日から5年4月26日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた平成4年10月27日から5年4月26日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された入社年月日及び退社年月日等が記載されているシステム人事情報及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の回答では、「保管する厚生年金保険被保険者資格取得届の控えから、申立人の氏名は確認できないことから、申立人については厚生年金保険の加入手続は行っていない。また、申立期間当時、厚生年金保険の加入については、従業員の希望に任せていたことから全員は加入させていなかった。」とし、同社の社会保険関係担当者は、「厚生年金保険の取得手続をしていないので、厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と供述している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚4名のうち、1名は死亡しており、3名は連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた2名はいずれも「申立人が勤務していたことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については記憶に無い。」

と供述している。このうち1名は、「会社から社会保険について説明があり、 希望を一人一人聞いて手続をしていた。また、手取りが少なくなることや短い 期間で健康保険の切替えが面倒であるため加入しない者もいた。」と供述して いる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月ごろから30年ごろまで

② 昭和31年1月ごろから同年12月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②も両社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は申立期間①の始期以後である昭和26年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。また、同社は「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。申立期間当時、同社では厚生年金保険の加入については、従業員の意思に任せており、厚生年金保険に社員全員は加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚2名のうち連絡の取れた1名は、「申立人が同社に在籍していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間は分からない。申立期間当時、同社では、厚生年金保険への加入は本人の意思に任されていたため、厚生年金保険に加入しない従業員がいたと思う。」としている。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、 申立期間①当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業 員に照会したところ、連絡の取れた3名のうち1名は、申立人のことは記憶 に無く、ほかの2名は、「申立人のことは記憶にあるものの、勤務期間については分からない。申立期間当時、厚生年金保険に未加入の従業員がいたと思う。」と供述している。このうち、1名は、「申立期間当時の社員は20名くらいであったと思う。社員の出入りは激しかったが、きちんとしていた会社であった。」と供述している。また、申立人も申立期間当時の同社の従業員は、20名程度であったとしているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数は、8名から13名であることが確認できることから、当時同社においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと申し立てているが、同社は昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び同社の承継会社の回答では、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」としていること等から、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はB社において一緒に勤務していたと記憶している同僚2名は、いずれも連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、B社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から10年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年8月から同年10月までの期間については41万円、同年11月から10年2月までの期間については9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった(同年3月1日)後の同年3月9日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間のうち、8年8月から同年10月までの期間については9万8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、滞納保険料について社会保険事務所の担当者に数回相談をしており、給与額を下げることにして滞納保険料と相殺する方法を提案され、関係書類に押印したことを供述している。これらのことから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであ

り、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月21日から31年5月10日まで厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和25年12月1日から31年5月10日まで期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録から、平成6年9月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び当時の事業主の回答では、「申立人が同社に勤務していたことは記憶があるものの、申立人の退職理由や退職時期を記憶しておらず、当時の従業員に関する資料を保管していないことから、申立人が申立期間も同社に勤務したことを確認できない。また、申立期間の厚生年金保険の加入状況等も確認できない。」としていること等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認するとができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚2名は、 連絡先が不明であること等から、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務 の実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた5名のうち1名は、「申立人のことは記憶しているものの、自分が昭和31年4月に退職した時には、申立人は退職して半年から1年くらい経過していたと思う。」とし、他の2名は、「申立人が勤務していた記憶はあるものの、申立人の勤務期間については分からない。」とし、申立

期間当時の昭和30年9月及び31年4月に入社した残る2名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

加えて、申立人は、「国政選挙があった時期に、次の勤務先のBは寒いということを話した記憶がある。」と供述しているところ、当該国政選挙は、昭和30年2月に行われた選挙であることが確認できることから、申立人はこの時期にA社を退職した可能性があると考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から13年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年4月から同年12月までの期間については59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(13年1月31日)以降の同年2月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、12年4月から同年12月までの期間については59万円から16万円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票の記録から、同社は、平成12年7月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮し、その支払について、同社の社会保険関係の事務担当者と当該社会保険事務所が交渉を行っていたことが確認できる。

また、A社で社会保険関係の事務を担当していた従業員は、「同社が平成13年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる以前から、厚生年金保険料の滞納が続いたことから、社会保険事務所と複数回にわたり電話で交渉を行

った。」とし、同社の取締役は、「申立期間当時、申立人は代表取締役で勤務し、 社会保険関係の事務は従業員が行っていたが、当該業務の事務執行の指示については代表取締役である申立人が実施していた。」と供述している。

さらに、申立期間当時に、A社においては、上記従業員以外に事業所関係者はおらず、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改訂処理が行われたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人が、自らの記録訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から43年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和40年3月1日から43年4月1日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社の回答では、「保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 43年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月31日に喪失しており、申立人は同年3月1日から同年3月31日までの期間を除き、申立期間には在籍していない。また、厚生年金保険料の控除は43年3月分のみであり、雇用保険の加入手続も行っていない。」としている。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚3名は、いずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入している複数の従業員へ照会したところ、連絡の取れた4名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。このうち1名は、「3年も勤務していれば覚えているはずだが、申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月21日から40年2月21日まで

② 昭和50年4月21日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和39年9月21日から50年4月21日までの期間のうち、申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②も両社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の役員が作成した在職証明書により、 同社で勤務していたと供述している。

しかし、当該在職証明書を作成した同役員は、「申立人からの作成依頼を受けて、同社の人事記録等在籍期間を確認できる資料等を探したが、保存していなかったので、申立人の説明に基づき根拠資料等は無いまま作成したものである。」と供述している。

また、当該在職証明書で証明している期間については、雇用保険の記録から、申立人が少なくとも昭和50年4月からグループ会社であるB社に雇用されていたことが確認できるほか、同年4月21日には、申立人はA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、当該在職証明書の記載内容に誤りが認められ、当該在職証明書で証明しているすべての期間について、申立人のA社の在籍を確認することは困難である。

一方、申立人のA社における勤務状況については、雇用保険の加入記録から、申立期間①の期間のうち、昭和40年1月5日から同年2月21日までの期間について、A社に勤務していたことが確認できる。しかし、申立人の在

職証明書を作成したA社の役員は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことから、申立人の申立期間①における勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況は分からないと供述している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している1名の同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人の勤務期間については明確な記憶は無いものの、自分が入社した昭和39年8月には在籍していた記憶はある。当時、申立人は学生であったと思うのでアルバイトか手伝いであったと記憶している。また、同社では申立期間①当時アルバイト等は、厚生年金保険に加入していなかった。」とし、ほかの1名は、「申立人の在籍期間については明確ではないものの、在籍していた記憶はある。また、自分が昭和40年3月ごろに自動車免許を取得するまで、申立人は、先輩から仕事の指導を受けていた記憶があるので、40年3月ごろまで見習いかアルバイトであったと思う。」と供述している。

加えて、申立人から提出された金融機関預金通帳の明細コピーからは、申立人に係るA社からの給与の支給や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間にB 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和50年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、52年1月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び事業主等から回答が無いこと等から供述が得られず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

また、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿から同社が厚生年金保険の適用事業所となった当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる4名の従業員のうち、3名が死亡しており、1名は連絡先が不明であること等から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録からB社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和50年7月1日)と同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している5名のうち、申立人を含む4名がA社から転籍し、4名全員が同年4月21日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人から提出された金融機関預金通帳の明細コピーからは、申

立人に係るB社からの給与の支給や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

3 これらのほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月ごろから34年3月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の当時の事業主は死亡しており、現在の事業主の回答では、「自分は申立期間当時中学生であったが申立人が勤務していたことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間については分からない。厚生年金保険の加入状況等に関する資料等も保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」としている。

さらに、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないこと等から供述が得られず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月1日から50年7月1日まで

② 昭和51年8月1日から52年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、海外で勤務していた期間のうち申立期間①及び申立期間②の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬に比べて低くなっていることが分かった。当時の給与明細書を保有しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細票から、申立人が申立期間当時の標準報酬月額の最高等級に該当する報酬を受け取っていたことが確認できる。

また、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和51年8月1日から52年2月末日までの期間については、給与明細票から及び申立人に係る出帰国記録から、申立人は、A社の海外法人であるB社に勤務していることが確認できる。

しかし、当該給与明細票については、B社において作成された、A社とB社の両方から支給された給与の合計額が、ドル表示されたものであり、厚生年金保険料の控除額は記載されていない。

また、A社では、海外勤務になった場合、基本給部分のみが同社から支給され、家族手当や住宅手当等の諸手当は海外法人から支給されることから、日本国内で支給される基本給に基づいて算出される厚生年金保険の標準報酬月額は下がる場合が多いと回答している。

なお、社会保険事務局によると、海外法人から支給された報酬については、

日本における厚生年金保険の標準報酬月額の算定の基礎とはしないとされており、B社から支給された報酬については厚生年金保険の標準報酬月額の算定の基礎とはならないと回答している。

さらに、A社において申立人と同時期に海外勤務となっている3人の従業員も申立人と同様、海外勤務の期間中に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

加えて、A社が加入しているC企業年金基金の申立人に係る標準報酬月額の記録と社会保険事務所の標準報酬月額の記録は一致している。

申立期間②のうちの昭和52年3月1日から52年8月1日までの帰国後の期間については、申立人から提出されたA社から発行された給与明細票の支給総額は、当該期間の社会保険事務所の記録に基づく標準報酬月額に比べて高いことは確認できる。

しかしながら、給与明細票に記載された厚生年金保険料の控除額は、当該期間の社会保険事務所の記録に基づく標準報酬月額で計算された厚生年金保険料と一致している。

そして、当該期間についてもA社が加入しているC企業年金基金の申立人に係る標準報酬月額の記録と社会保険事務所の標準報酬月額の記録は一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月1日から60年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立期間の大部分の期間について申立人の勤務が確認でき、かつ、B社から提供された「入退社関係」資料により、申立人の同社への入社日(昭和58年11月7日)が確認できる。

また、申立人が記憶している同僚4名に照会したところ、そのうちの1名が、 申立人が申立期間にA社に勤務していたと供述し、他の1名が、期間は分から ないがA社に勤務していたと供述している。

しかし、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿等を確認したところ、申立人は被保険者として記録されておらず、また、厚生年金保険の整理番号に欠番は見当たらない。

さらに、B社から提出された「入退社関係」資料には、従業員ごとの社会保険及び雇用保険への加入状況が記載されており、加入している保険にはレ点が付されていたが、申立人については雇用保険欄のみにレ点が付されており、社会保険欄は空欄となっている。

加えて、「入退社関係」資料の社会保険欄が空欄となっている申立人を含む 複数の従業員は、いずれも厚生年金保険の被保険者名簿に名前が載っていない ことから、同社は「入退社関係」資料の社会保険欄が空欄になっている社員に ついては、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかったことが推 認できる。

このことについて、B社に照会したところ、当該事業所は給与が歩合給のため、現在でも厚生年金保険の加入を希望しない従業員がいるとの供述がある。 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月から 29 年 3 月までの期間のうち、3 か

月間のみ

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(工場)又はB社(現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、 既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、法人登記において、当該 事業所の存在が確認できないため、申立人が同社に勤務していたことを確認 することができない。

また、申立人が自宅裏の工場で勤務していたと供述していることから、A 社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に在職していた4名の従 業員に照会したが、回答のあった1名は、申立人のことを記憶しておらず、 また、会社の所在地は、申立人の自宅裏の場所ではないことを供述している ことから、申立人が勤務したと供述する事業所は同社ではないことが推認で きる。

2 申立人は、申立期間に勤務していたA社はB社の下請け会社であるか同社 に合併された可能性があると供述していることから、C社に照会したところ、 申立人を雇用していたかどうかは、不明と回答しているため、申立人の勤務 を確認することができない。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に在職していた 従業員22名に照会したところ、従業員10名から回答があったものの、いず れも申立人のことを記憶していないとしていることから、申立人の勤務を確認することができない。

3 A社に係る類似事業所調査により、申立人が同社社長として名前を挙げた者が、厚生年金保険被保険者名簿に事業主として記載され、事業所の所在地が申立人と同じ町内にあるD工場(現在は、E社)が存在することが判明した。

しかし、D工場の当時の事業主夫妻は既に死亡しており、E社は、申立人の勤務については不明と回答していることから、申立人の勤務を確認することができない。

また、D工場の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に在職していた従業員3名に照会したところ、1名から回答があったが、申立人のことについては分からないとしているため、申立人の勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月ごろから20年1月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社) C工場に勤務した期間の加入記録が無かった。同社には白紙動員により勤務したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、その保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和20年1月16日、資格喪失日は21年4月1日と記録されており、その他に資料も無いことから、20年1月16日以前の申立期間については、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できないと回答している。

また、申立人は、上司、同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、 保険料控除等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できた従業員のうち、連絡の取れた6名全員が、申立人を記憶していないと回答しており、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

加えて、申立人は、実際は、旧制中学を卒業後、昭和19年秋ごろまでDに滞在し、A社に勤務したのは帰国後であったと供述しているところ、連絡の取れた上記6名のうち、2名は、同社には数か月の試用期間があったと供述していることから、仮に申立人が同年秋ごろから同社に勤務していたとしても、申立人の厚生年金保険の加入は、数か月間の試用期間終了後であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成6年7月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、運転手としてA社に勤務した期間の加入記録が無かった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から事情を聴取することができなかったが、当時の役員(監査役)は、申立人を記憶しているものの、申立人の保険料控除等は分からないと供述し、同社の厚生年金保険の取扱いについては、厚生年金保険の加入を希望しない者は、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険に未加入の者の給与から保険料を控除することはなかったと供述している。

また、申立人が記憶している同僚6名の被保険者記録によると、1名は、A 社における厚生年金保険の加入記録が無く、他の3名は、いずれも平成4年4 月以降加入記録が無い。このうち、連絡の取れた1名は、同年に同社と請負契 約で仕事を行う形に変更し、厚生年金保険に加入しないこととし、同人の他に も、同様の方法で厚生年金保険に加入しなかった運転手がいたと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員で、連絡の取れた3名全員が、申立人を記憶していないと供述しており、申立人の保険料控除等を確認できない。

加えて、申立人が平成3年6月15日に転入した居住区の国民健康保険の記

録では、申立期間中の同年6月15日から7年3月7日まで被保険者期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から同年6月1日まで A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年6月1日であり、申立期間当時、同社は適用事業所となっていない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間 当時の事業主の連絡先は把握できないことから、申立人の厚生年金保険料の控 除等について事情を聴取することができない。

さらに、A社に係る社会保険庁のオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所になった時に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、4名から回答があり、うち3名は同社が適用事業所になる前には厚生年金保険料の控除は無かったと供述しており、当該3名のうちの2名は、同社に平成12年2月及び同年3月に入社してから同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間に、国民年金保険料の納入を免除されている期間があることが確認できる。

そして、申立人は、申立期間の全期間について、国民年金保険料を納付して おり、平成12年1月から同年3月までの保険料は11年4月に、12年4月及 び同年5月の保険料は同年4月に前納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年8月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は昭和49年10月8日から50年2月20日まで A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主の連絡先は把握できず、また、同社の清算人は、「A社は既に解散しており、申立期間当時の人事関係資料等は保存しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認できない。」と回答している。

また、申立期間当時のA社の総務担当者は、同社では従業員の希望によって 厚生年金保険に加入させていたと供述している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間を含む前後の期間に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、このうち4名の従業員の回答から、入社日から被保険者資格を取得する日までに8か月から2年程度の期間を要していることが確認できる。

加えて、A社が加入している厚生年金基金の被保険者記録には、申立人の申立期間に係る記録は無い。

そして、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、 申立期間に係る健康保険証の番号に欠番は無く、記載に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から44年9月ごろまで A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に ついて厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間当時A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年4月1日であり、申立期間当時、同社は適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は、同社は申立期間当時、B国民健康保険組合のみに加入しており、平成9年4月1日までは厚生年金保険に加入していなかったと回答している。

さらに、A社の従業員は、申立期間当時の事業主から、同社は厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入するように言われたと供述しており、社会保険庁のオンライン記録から、当該従業員が申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年8月1日から60年10月1日まで

② 平成2年11月1日から4年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録において、当該標準報酬月額が減額された処理年月日が判明せず特定できないが、昭和58年8月から60年9月までの期間は41万円が9万8,000円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。これに関して、申立人は、「昭和60年10月ごろ自らの標準報酬月額を引き下げるための届出書を社会保険事務所に提出した。」旨供述している。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日の後の同年12月1日付けで、2年11月から4年10月までの期間は53万円が8万円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間①及び②当時、会社の資金繰りが苦しくて厚生

年金保険料の滞納があり、社会保険事務所の担当者から、申立人の標準報酬月額を引き下げて滞納保険料に充当するよう指導され、代表者印を押して届出書を提出した。」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年6月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和38年12月から39年12月までの期間はA社からB社に技術指導で出向していたが、A社において厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からB社に申立人と一緒に出向した複数の同僚の「申立人は、申立期間を含め昭和38年12月から39年6月20日までA社からB社に技術指導で出向し、その後、同年6月21日付けでB社に入社することとなったが、その出向期間中、給料はA社から支給されていた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に死亡しており、当時の社会保険 担当者は所在が不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務 実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記の同僚は、社会保険庁のオンライン記録において、いずれも、 昭和39年5月1日にA社の厚生年金保険の資格を喪失後、同年6月21日に B社の厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

なお、A社の担当者は、「当社における申立人の厚生年金保険の加入期間は、昭和36年9月18日から39年4月1日までの期間である。」と供述し、B社の担当者は、「当社における申立人の厚生年金保険の加入期間は、39年6月21日から平成11年1月1日までの期間及び13年4月1日から同年11月1日までの期間である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から10年7月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年7月31日の後の同年8月18日付けで、9年9月は59万円が9万8,000円に、同年10月は50万円が9万8,000円に、同年11月から10年6月までの期間は30万円が9万8,000円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、A社の代表取締役ではないが、事実上の 共同経営者であり、社会保険の手続に係る事務を担当しており、厚生年金保険 料の支払に関して社会保険事務所へ代表者印を持って相談に行った。」旨供述 していることから、取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所におい て標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の 減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していな

がら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から8年3月25日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月31日の後の同年4 月5日付けで、5年12月から6年11月までの期間は53万円が9万2,000円 に、同年12月は47万円が9万2,000円に、7年1月から8年2月までの期間 は41万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって減額処理されていること が確認できる。

一方、申立人は、「平成7年8月ごろ大手取引先が倒産し会社の経営状況が厳しくなり、厚生年金保険料の滞納があった。」旨供述しており、A社の経理担当者も、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、申立人と同行し又は申立人の指示を受けて社会保険事務所に行き滞納保険料の納付について相談した。」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月ごろから23年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の「申立人はA社に昭和22年12月又は23年12月から24年12月まで勤務していた。」との供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の現事業主は、「当時のことを知る者は他界し、申立期間に係る保険料控除等の関係資料も無い。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、 複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者 として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月10日から35年8月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和34年12月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員から提供された昭和35年6月19日に行われたとされる同社の 社内旅行の写真及び当該従業員の「申立人を記憶している。」との供述から判 断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認さ れる。

しかしながら、A社は、平成18年3月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び同社を引き継いだ事業主は既に死亡しており、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、 複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者 として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から32年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和28年8月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の「申立人の入社時期は不明であるが、私が同社に入社した昭和32年4月1日以前から、申立人は営業活動を行っており、私が配属となった営業部門の責任者であった。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び社会保険担当者の所在が不明であるため、これらの者から、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、 複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者 として勤務していたことは確認できなかった。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和28年8月3日に厚生年金保険の資格を取得し、30年7月1日に資格を喪失後、32年4月1日に同社において再度資格を取得しており、同様に、30年7月1日に

資格を喪失後、32 年4月1日に同社において再度資格を取得している従業員が複数確認できることから、同社の事業主は、当時の従業員について、一時期、 厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年から21年6月25日まで

② 昭和21年7月25日から同年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無かった。同社には、昭和15年ごろから21年12月まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和15年から兵役召集日(19年12月20日)までの期間については、A社の回答及び同僚の供述により、申立人が同社の海外工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、昭和17年1月以前に日本に公的年金制度は無く、同年1月から 19年9月まで施行された労働者年金保険法(主に工場労働者が対象)及び 同年10月1日に施行された厚生年金保険法は、いずれも日本国外の事業所 には適用されていない。

また、A社は、人事記録等の資料が無いため、当時の海外工場勤務者に係る厚生年金保険の取扱状況は不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①の当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員の多くが死亡している上、連絡の取れた1名は、戦時中も国内で勤務していたと供述しており、被保険者名簿から申立人と同様に昭和21年6月に被保険

者になったことが確認できた従業員のうち、連絡の取れた2名全員は、遺族の供述より、戦時中は海外工場に勤務していたことが確認できる。

次に、申立期間①のうち、復員日(昭和21年2月15日)から21年6月25日までの期間については、B県の記録により、申立人が同年2月15日に復員したことが確認できるものの、A社は、申立人の復職時期については、人事記録等の資料が無く、不明であると回答している。

また、申立人の妻が申立人の上司、同僚等であったと記憶する7名は、いずれも死亡又は所在不明であり、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員の多くが死亡している上、連絡の取れた2名のうち、1名は、申立人は昭和21年に復職したことは記憶しているが、勤務の開始時期は分からないと供述し、他の2名は、申立人のことを記憶していないと供述しているため、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②においてもA社に継続して勤務していたと申し立て ているが、同社は、人事記録等の資料が無く、申立人の勤務状況、保険料控 除等を確認できないと回答している。

また、申立人の妻が申立人の上司、同僚等であったと記憶する7名は、いずれも死亡又は所在不明であり、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②の当時被保険者であったことが確認できる従業員の多くが死亡している上、連絡の取れた3名のうち、1名は、申立人が昭和21年に復職したことを記憶しているが、退職の時期については不明であると供述し、他の2名は、申立人のことを記憶していないと供述しているため、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年9月1日まで 社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間 のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬又は実際に控除されていた 保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間当時の給与は100万 円以上だったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年9月1日)の後の同年9月6日付けで、10年10月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、A社は、平成11年7月24日に解散し(11年7月27日登記)、上記の減額処理が行われた当時、申立人は既に代表取締役でなくなったことが確認できるが、申立人は、滞納保険料について社会保険事務所と相談した際に、職員から滞納保険料を解消することについて提案を受け、自分が関係書類に押印したと供述していることから、自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、自ら標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在は不明であり、申立人の申立期間の保険料控除等を確認できない。

また、申立人は上司、同僚を記憶していないため、申立人の申立期間の保険料控除等を確認できない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和39年7月1日に厚生年金保険の被保険者となったことが確認できた複数の従業員のうち、連絡の取れた4名全員が、同年4月1日からA社に勤務し、3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと供述していることから、事業主は、申立期間当時、入社3か月後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年9月30日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われたとされる平成9年8月1日から11年9月30日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書等により、平成2年4月4日の会社設立時から現在まで、申立人が同社の代表取締役であることが確認できる。

- 2 申立期間のうち、平成9年8月及び同年9月については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった11年9月30日以降の12年8月16日に、9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。
 - 一方、金融機関から提出のあったA社の口座振替の記録によれば、平成 11 年6月及び同年7月の2か月分の社会保険料について振替が確認できず、 当該振替不能金額の合計額は、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記録を 基に算定した、申立人の社会保険料減額分の合計額とほぼ一致している。

また、申立人は、「自分は名義上の代表取締役であり、社会保険関係の事務手続を含め経理関係は実質的なオーナーが処理していた。」旨供述している。他方では、「実質的なオーナーから『経営が苦しく赤字続きであるため給料を下げたい。』との説明を受け、申立期間以前である平成8年10月の算定を9年3月5日に取り消し、標準報酬月額をさかのぼって減額処理された期間については、当該減額に同意した。」旨供述していることから、申立人は、申立期間のうち、平成9年8月及び同年9月についても、自らの標準報酬月額の減額に同意又は関与し、これに基づき、社会保険事務所に対して標準報酬月額の減額処理に係る届出が行われたものと考えるのが自然である。

なお、上記「オーナー」については、連絡先等が不明であるため供述が得られず、申立てに係る事実等について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額に同意又は関与しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成9年8月及び同年9月について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

3 申立期間のうち、平成9年10月から11年8月までの期間については、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく申立人に係る9年10月の標準報酬月額の随時改定及び被保険者報酬月額算定基礎届に基づく申立人に係る10年10月の標準報酬月額の定時決定が、それぞれ9年10月8日及び10年9月16日に処理されていることが確認でき、訂正等の記録も無く、不自然な点は見当たらない。

仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたとしても、A社の代表取締役である申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間のうち、平成9年10月から11年8月までの期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から12年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成12年10月1日から13年10月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から13年10月31日まで

A社で監査役として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(資格記録及び訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月から12年6月までは50万円と記録されていたが、同年7月3日に、当該標準報酬月額の記録は、9万2,000円に訂正されている。また、同年7月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から13年9月までは9万8,000円と記録されている。

しかしながら、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成12年7月3日の標準報酬月額の遡及訂正処理日において、同社の監査役であることが確認できる上、申立人及び代表取締役である夫の供述から、申立人は、夫である代表取締役と一体となって経営に関与し、同社の経営について一定の権限を有していたことがうかがえる。

また、A社の代表取締役である申立人の夫が提出した標準報酬決定通知書 (取消、訂正)等から、申立人の夫が、平成12年7月3日付けで社会保険事 務所に標準報酬月額の遡及訂正の届出をしたことが確認できる。

さらに、申立人の夫は「平成9年ごろから会社の経営環境が悪化し、社会保険料を滞納したため、社会保険事務所に相談したところ、自分の標準報酬月額を減額訂正することについて説明を受け、これに同意し、社会保険事務所が用意した算定基礎届に押印した。また、遡及訂正処理後の期間(12年7月から13年9月)について、標準報酬月額の届出は、自分が代表者印を押し経理担当者が提出したと思う。」と供述しており、このことについて、申立人は、申立期間当時夫から自身の標準報酬月額が減額される旨の説明を受け同意したこと及び遡及訂正処理後の期間に係る標準報酬月額の届出についても説明を受け同意したと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成6年10月1日から12年10月1日までの期間については、A社の監査役であり、経営についても一定の権限を有していたと認められる申立人が、自らの標準報酬月額の遡及訂正手続に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち平成12年10月1日から13年10月31日までの期間については、申立人の夫は、代表取締役として厚生年金保険関係事務に関与し、自らの標準報酬月額に関する届出書に代表者印を押し、社会保険事務所への届出を経理担当者に指示したと供述しており、このことについて、申立人は、夫から自身の標準報酬月額に関する届出について説明を受け、同意したとしている。

さらに、申立人の提出した賃金台帳を確認したところ、当該期間については 社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料のみが給与 から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険 被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年10年1日から12年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成12年10月1日から13年10月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から13年10月31日まで

A社で代表取締役として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の 給与総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月 額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(資格記録及び訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月は53万円、同年11月から12年6月までは59万円と記録されていたが、同年7月3日に、当該標準報酬月額の記録は、9万2,000円に訂正されており、また、同年7月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から13年9月までは9万8,000円と記録されている。

しかしながら、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成12年7月3日の標準報酬月額の遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人が提出した標準報酬決定通知書(取消、訂正)等から、申立人が、平成12年7月3日付けで社会保険事務所に標準報酬月額の遡及訂正の届出をしたことが確認できる。

さらに、申立人は「平成9年ごろから会社の経営環境が悪化し、社会保険料

を滞納したため、社会保険事務所に相談したところ、自分の標準報酬月額を減額訂正することについて説明を受け、これに同意し、社会保険事務所が用意した算定基礎届に押印した。また、遡及訂正処理後の期間(12年7月から13年9月)について、標準報酬月額の届出は、自分が代表者印を押し経理担当者が提出したと思う。」と供述していることから、申立人は、同社における厚生年金保険関係事務に関与し、当該期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

加えて、A社の当時の経理担当者は「申立人は、代表取締役として全経営に携わり、経理及び総務並びに社会保険事務は、すべて代表取締役の指示の下で事務処理され、申立人は会社の代表者印を持ち歩き、厳重に管理していた。また、申立人は、厚生年金保険料の滞納について、社会保険事務所に何回も呼び出されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成6年10月1日から12年10月1日までの期間については、申立人は、A社の代表取締役として、厚生年金保険関係事務に関与し、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち平成12年10月1日から13年10月31日までの期間については、申立人の提出した賃金台帳を確認したところ、当該期間については社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料のみが給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月21日から43年1月4日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は、「同社は既に解散し、当時の関係書類はすべて廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同様に、A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、相当期間(4か月から 14 か月)経過後に被保険者資格を再取得した従業員が 9 名確認できる(なお、連絡先を把握した2名に照会したところ、回答は得られなかった。)。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、 申立期間を含む前後の期間に被保険者資格を取得している従業員7名に照会 し、うち6名から回答を得たが、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認する ことはできなかった。

加えて、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者及び経理担当者の連絡先を把握することができず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について聴取することはできない。

そして、申立人は、厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致する雇用保険の 記録を有しているが、申立期間については雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から51年5月まで

② 昭和62年8月から同年10月まで

A社に勤務していた申立期間①について、また、B社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の申立期間当時のA社の工場長及び複数の従業員は、申立人は臨時職の大工だったと供述しており、また、同工場長は、同社では厚生年金保険の加入は正社員のみであり、臨時職は厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料の控除もなかったと供述している。

また、A社の工場長及び従業員は、同社では正社員になると残業代などが手当に含まれてしまい、手取額が低くなるので、残業や徹夜の作業が多い大工は臨時職になっていたと供述している。

さらに、A社は、昭和54年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除については確認できず、また、同社の複数の従業員が経理及び社会保険事務担当者として名前を挙げている者は、既に死亡しており、厚生年金保険の取扱い等について聴取することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る健康保険証の番号に欠番は無く、記載に不自然な点はみら

れない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、B社の複数の従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は昭和62年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年11月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間には適用事業所となっていない。

また、B社の申立期間当時の事業主及び経理担当であった事業主の妻は、当時の資料は火災で焼失しており、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱い等については分からないと供述している。

さらに、申立人の同僚2名は、「自分は申立期間にB社に継続して勤務していたが、同期間の厚生年金保険料の控除はなかった。」と供述しており、うち1名は「当時、同社から、同社の経営は苦しく、社会保険事務所へ社会保険料が納められないことを聞かされていた。」と供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間の国民年 金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年3月26日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年8月から9年2月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月26日の後の同年4月3日に、当該標準報酬月額の記録は、22万円に訂正されている。

しかしながら、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成9年4月3日の標準報酬月額の遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務は自分が行っており、代表者印は自分が管理していたと供述している。

さらに、申立人は、当時、A社で厚生年金保険料及び健康保険料の滞納が数か月続いたことから、平成9年3月ごろに社会保険事務所の職員に滞納保険料の整理について相談したところ、担当者から自分の標準報酬月額を最低額に下げれば良いと言われ、説明の意味は分からなかったが、社会保険に関する届出書に代表者印を押し提出したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、 自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬 月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申 立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から38年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、昭和32年3月の入社から申立期間を含め、38年2月17日に発生した火災により事業所が閉鎖されるまでの期間、継続して勤務しており、申立期間に退職した事実は無い。」旨申し立てている。

しかし、申立人の妻から提出のあった、申立人が作成したとされる履歴書には、「昭和36年5月 B社C工場勤務」と記載されているが、同書から申立人の申立期間におけるA社での勤務の実態を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は昭和38年2月19日に「火災による事業廃止」により厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の同社の事業主は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、A社の関連会社で、同社の火災による事業廃止後の後継会社である B社から提出のあった企業年金保険被保険者名簿では、申立人の同社への入社 日が「昭和36年3月27日」と記載されており、同名簿から申立人の申立期間 におけるA社での勤務の実態を確認することができない。また、B社では、同 名簿のほかに申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

加えて、申立人の妻が記憶していた同僚及び、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員のいずれからも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

その上、社会保険事務所の記録では、申立人と同様に、昭和36年5月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、38年2月1日に同社において被保険者資格を再取得し、その後、同年2月17日に同社における被保険者資格を再び喪失していることが確認できる従業員が二人確認できるものの、これらの従業員の36年5月1日から38年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これらの従業員に明確な記憶が無く、また、これを確認できる給与明細書等も無い。

なお、申立人は既に死亡しているため供述が得られず、申立人から勤務の実態、厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年3月21日から同年9月18日まで

②昭和45年10月1日から46年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった日記における申立期間①当時の勤務状況に関する具体的な記載及び申立人によるA社に勤務していた状況についての具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間①当時に同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の当時の事業主は連絡先が不明であるため供述が得られず、また、申立人は、申立期間①当時の上司や同僚を記憶していないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

申立期間②については、申立人から提出のあった通勤定期券の写し及び申立 人によるB社に勤務していた状況についての具体的な供述等から判断すると、 申立人が申立期間②当時に同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚は、申立期間②当時、B社では、社会保険 関係事務は専ら当時の事業主が行っていたため、同社の従業員に対する厚生年 金保険の適用状況等については不明である旨供述している。

さらに、上記同僚及び社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員のいずれからも、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

加えて、上記従業員のうち申立人と同一職種の複数の者は、いずれも「自分はB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも前に同社に入社している。」旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも4か月ないし6か月となっていることが確認できる。さらに、これらの従業員の、B社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、記憶があいまいであり、これを確認できる給与明細書等は無い。これらのことから、同社では、申立期間②当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から32年5月まで

② 昭和32年5月から37年5月まで

③ 昭和37年5月から40年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社、申立期間②はB社(後にC社、D社に名称変更)、申立期間③はE社にそれぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する申立人に係る社員名簿から、申立人が、申立期間①のうち昭和31年12月8日から同年12月22日までの14日間についてのみ、同社に「臨時」として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社には、前述の社員名簿以外に申立人の勤務実態を確認できる資料が無い。

また、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、前述の勤務期間以外の期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社の担当者は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、「臨時で採用した人については、採用から2か月目の最初の契約更新時に厚生年金保険に加入させていたようです。」と回答している上、同社の社員名簿で、申立人と同時期の昭和31年10月8日付けで「臨時」として採用されたことが確認でき

る従業員二人について、その厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、担当者の供述どおり、いずれも採用日から2か月後の同年 12 月 8 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間①のうち一部の期間において、A社に 勤務していたものの、同社で厚生年金保険には加入していなかったものと考えら れる。

2 申立期間②について、B社は既に解散しており、同社の清算人は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除及び勤務については、当時の資料が無いため不明であると供述していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、B社での事業主、同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員 11 人に対して照会を行ったところ、このうち一人から、申立人のことを覚えている旨の供述(以下、本件供述と言う。)が得られた。

しかしながら、本件供述の内容から、申立人の勤務期間を特定することはできない上、当該従業員は、申立人は、B社に入社した当時からクリーニングの技術があったと記憶しているのに対し、申立人は、自身がクリーニングの仕事に就いたのは今回が初めてであり、同社では見習いから始めた旨を供述していることから、本件供述に係る人物の同一性に疑問が残る。

このほか、申立人と同じくクリーニングの作業員であったとする3人を含む計5人からも回答を得たが、いずれの従業員も申立人のことを記憶しておらず、申立期間②のB社における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等を確認することはできない。

3 申立期間③について、社会保険事務所において、E社が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局でも、同社の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、E社の代表者の名字しか記憶していないため、当時の代表者を特定することができず、申立期間当時の状況を照会することができない。

さらに、申立人は同僚一人の氏名を記憶しているが、連絡先が不明のため確認 することはできず、申立期間③当時のE社における申立人の勤務実態や厚生年金 保険の加入状況等を確認することができない。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における、事業主による給与からの 厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確 認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月10日から34年1月30日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社の寮 に住み込みながら勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保 険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に住み込みで勤務していたと申し立てているが、申立人は、雇用保険の記録及びB社の人事記録では、申立期間の一部である33年8月14日から34年1月30日までの期間は、他の事業所において勤務していたことが確認できる。

また、A社は、昭和34年10月25日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の事業主は所在不明で連絡が取れないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚 13 名のうち所在が判明した 6 名に照会したところ、4 名から回答があり、そのうち 1 名は、「申立人とは、昭和 33 年 4 月ごろ一緒に入社した。自分は 3 か月か 4 か月間勤務した。」旨供述しており、残りの 3 名は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立期間も勤務していたか否かは覚えていないと供述している。加えて、上記同僚 13 名のうち、A 社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無い者 4 名が確認できることから、同社は、当時一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

これらのことから、申立人のA社における実際の勤務は、昭和33年4月ご

ろから始まったものと推認される。

また、上記回答のあった同僚のうち1名は、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和34年2月1日に資格を取得していることが確認できるが、「自分は昭和33年に入社していたが、当時、寮に住み込みで勤務していた期間は見習い期間であり、厚生年金保険には加入させてもらえず、保険料も控除されていなかった。」旨供述していることから、同社では、厚生年金保険に加入させる場合には、入社後相当期間が経過した後に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立期間当時の社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者 名簿を確認したところ、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に 不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月7日から54年8月18日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同 社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であった ことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、昭和55年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は入手できず、当時の事業主は所在不明で連絡が取れないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚 19 名のうち、所在が判明した 7 名に照会したところ、5 名から回答があり、そのうち 2 名は、「申立人とは、昭和 40 年 4 月ごろ一緒に入社した。当時は、厚生年金保険には加入を希望する者だけが加入させてもらえた。」旨供述しており、ほかの 1 名は、「入社当初は、手取収入を増やすため厚生年金保険に加入しなかった。」旨それぞれ供述している。このことは、上記同僚 19 名のうち、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所の被保険者としての記録が無い者 4 名が確認できることや、入社後約 1 年から 8 年経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚がいることが認められることからも裏付けられる。

さらに、申立人は、社会保険事務所の記録では、昭和51年6月ごろ国民年金に加入していることが確認でき、申立期間のうち、同年10月から54年7月までの期間において国民年金の申請免除(全額)を受けている上、雇用保険の

記録では、申立期間のうち、53年6月24日から54年8月18日までの期間は、他の事業所において勤務していたことが確認できる。

加えて、申立期間当時の社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者 名簿を確認したところ、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に 不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年から41年まで

② 昭和47年から52年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A店に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間もA店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A店に勤務していたと申し立てているところ、事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できないものの、申立期間当時の同僚の供述等から、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A店は昭和57年7月1日から厚生年金保険の適用事業所となっている上、上記の同僚は、A店は、個人商店であり、申立期間①及び②当時は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主は厚生年金保険の加入手続を行っていなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月2日から35年10月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、昭和35年10月に同社を退職した後に古物商の許可を取得したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後、古物商の許可を申請し、昭和35年12月17日付けで当該許可証が交付されていることから、同社を退職したのは同年10月であり、申立期間も同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の当時の事業主と連絡が取れないため、事業主の関係者 へ照会したところ、同社は既に営業を行っておらず、申立期間当時の同社の従 業員の勤務状況を把握できる人事記録等も廃棄しており、申立人の勤務状況及 び保険料控除について確認することはできないと供述している。

また、申立人が記憶している同僚に申立期間当時の申立人の勤務実態を照会したところ、当該同僚は、「自分は昭和38年12月に同社を退職しており、申立人はその3年から4年前までは勤務していたように記憶しているが、具体的な時期についての記憶は無い。」と供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していると認められる従業員6名に申立人の勤務状況を照会したところ、連絡の取れた4名の従業員はいずれも、申立人は申立期間当時、同社に勤務していなかったと供述しており、うち2名は、申立人は既に同社を退職していたが、同社に出入りしていたことを記憶していると

供述している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月1日から同年10月1日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役として勤務しており、平成15年の年末から経営が悪化し、16年10月ごろから社会保険料の未払いが発生した。しかし、当時の標準報酬月額は30万円であり、その保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成17年10月1日)まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった後の平成17年12月15日付けでさかのぼって同年3月から9月までの期間に係る標準報酬月額を30万円から15万円に減額処理されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、平成15年末からA社の経営環境が悪化し、翌年に社会保険 事務所と滞納保険料の整理について交渉していたと供述している。

さらに、申立人は、平成17年の会社休業後に社会保険事務所の職員と滞納保険料について相談し、社会保険事務所の担当者に言われるまま関係書類に代表者印を押したと供述している。以上のことから、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自 らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでは ないと主張することは信義則上許されず、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年6月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同年8月7日付けで申立人を含む2名の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正処理されており、申立人の場合、7年10月から8年3月までの期間に係る標準報酬月額は53万円から15万円に、同年4月及び同年5月に係る標準報酬月額は47万円から15万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、B厚生年金基金が保管していたA社に係る滞納処分票の記録から、同社は平成7年9月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮し、その支払について申立人が窓口となって対応していた形跡が確認でき、また、申立人は当時保険料の滞納があったことを認めている。

また、申立人は商業登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であることが確認できる上、勤務した従業員に申立人の同社での業務内容について確認したところ、申立人は経理・総務担当で勤務していたと供述していることから、自身の標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、社会保険事務の窓口を 担当していた申立人が自らの標準報酬月額の減額に係る記録訂正処理に職務 上関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上 許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年9月30日まで

社会保険庁のオンライン記録では、役員としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として同社に在職し、申立期間後に おいて清算人として同社の解散に関与していたことが商業登記簿等により認 められる。

申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から8年8月までは26万円と記録されていたところ、申立人及び代表取締役である息子の2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の解散に関連する各種手続については、自ら行い、社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所と話し合った結果、税理士から標準報酬月額をさかのぼって減額することにより滞納保険料に充てる提案があり、やむなく同意したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から59年12月まで

ねんきん特別便により、A社での厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社における採用担当者及び申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間までは明らかでないが、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の役員は申立期間当時の資料等を保有していないことなどから、申立人の同社での勤務状況及び保険料控除について確認することはできないと供述している。

また、A社で申立期間当時に採用担当であった者は、同社では申立期間当時、 手取り収入を多くするため本人の希望で厚生年金保険に加入しない従業員も おり、申立人も加入を希望しなかった記憶があると供述している上、当時40 名以上の従業員がいたとしているところ、同社の厚生年金保険被保険者名簿で は20名程度しか厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年6月29日まで

平成19年12月に、社会保険事務所からの厚生年金保険の期間照会回答書により、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、申立期間に勤務していた事業所を退職する10日ほど前に、送別会を開いてもらい退職金をもらった記憶はあるが、その当時は脱退手当金という制度のことは全く知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から18日後の昭和32年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から39年3月9日まで

② 昭和39年3月12日から41年5月1日まで

③ 昭和41年5月6日から43年3月26日まで

平成20年7月に、年金の受給手続に社会保険事務所へ行った際、A社、B社及びC社について、脱退手当金が支給されていることを知った。B社及びC社については、厚生年金保険に加入していたことも年金の受給手続の際に初めて知ったし、また、いずれの期間についても請求及び受給した記憶も無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間の脱退手当金の請求書類である脱退手当金 裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤 務期間が記されており、その内容が申立人の厚生年金保険の加入歴と一致している ことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、申立人の意思に基づき請求されたも のと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和43年10月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月7日から32年5月1日まで

② 昭和37年11月1日から42年12月24日まで

③ 昭和43年2月1日から45年8月21日まで

平成20年3月のねんきん特別便により、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、私は当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、申立期間の間に未請求の期間があることも不自然なので納得できない。私は脱退手当金を受給した記憶が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間の脱退手当金の請求書類である脱退手当金裁定請求書の筆跡は、申立人の筆跡に似かよっている上、昭和47年5月16日付けで受付された当該裁定請求書の「あなたの現住所」欄にはA県B市が、「その年1月1日現在の住所」欄にはA県C市の住所が記載されているところ、申立人の戸籍の附票から確認できる住所異動日は47年2月1日と記録され、申立人の住所変更履歴と一致していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、申立人の意思に基づき請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から36年12月31日まで

申立期間後に勤務していた事業所の社会保険業務担当の従業員に年金記録を確認してもらったところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、当時は、同社を退職する際に結婚退職だったことから家具をいただいており、それが脱退手当金だったのではと思っていたが、平成20年12月に元事業主の奥さんから家具は脱退手当金で購入したのではないと言われた。当時は脱退手当金という制度も知らなかったし、また請求も受給もした記憶が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと後5ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年12月31日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある者8名の支給記録を調査したところ、5名について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該請求をしようとした者の一人は、「自分より前に退職した女性従業員から、会社にお願いすると脱退手当金の手続をしてくれると聞いたので、私も会社にお願いした。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪

失日から約4か月後の昭和37年5月11日に支給決定されているなど、一連の 事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。